

**社会福祉法人 篤心会**  
**特別養護老人ホームエルビス**

# 特別養護老人ホームエルピス 入居契約書

\_\_\_\_\_  
様(以下「入居者」という。)と社会福祉法人篤心会(以下「事業者」という。)は、事業者が入居者に対して行うエルピス入居介護サービスについて、次のとおり契約する。

## 第1条(契約の目的)

事業者は、入居者に対し介護保険法令の趣旨に従って介護老人福祉施設サービスを提供し、入居者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払う。

## 第2条(契約期間)

1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から入居者の要介護認定の有効期限満了日までとする。

2 契約満了日の10日前までに、入居者または身元引受人から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、入居者が要介護認定の更新で要介護者(要介護1～要介護5)と認定された場合、契約は更新されるものとする。

## 第3条(施設サービス計画)

事業者は、次の各号に定める事項を施設サービス計画担当の介護支援専門員に行わせる。

- 1 解決すべき課題を適切な方法により把握し、入居者の意向を踏まえた上で、目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成する。
- 2 施設サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて施設サービス計画を変更する。
- 3 施設サービス計画の作成および変更に際しては、その内容を入居者および身元引受人に説明する。

## 第4条(介護老人福祉施設サービスの内容)

- 1 事業者は、福祉サービス計画に沿って入居者に対し居室、食事、介護、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供する。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、入居者の希望、状態等に応じて適切なサービスを提供する。
- 2 入居者が利用できるサービスの種類は【別紙(重要事項)】のとおりとする。事業者は、【別紙(重要事項)】に定めた内容について、入居者および身元引受人に説明する。

## 第5条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1 事業者は、入居者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう入居者を援助する。
- 2 事業者は、入居者が希望する場合は要介護認定の申請を入居者に代わって行う。

## 第6条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後、5年間保管する。
- 2 入居者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、面会時間内にサービス提供記録を閲覧できる。
- 3 入居者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、当該入居者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができる。

## 第7条（料金）

- 1 入居者または身元引受人は、サービスの対価として【別紙（重要事項）】に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う。
- 2 事業者は、当月の料金を請求書にて作成し、入居者または身元引受人に通知する。
- 3 入居者または身元引受人は、当月の請求額を翌月末日までに口座振替・銀行振込・窓口支払いの方法により支払う。
- 4 事業者は、料金の支払いを受けたときは、領収書を発行する。

## 第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、入居者または身元引受人に対して、1ヶ月前までに【別紙（重要事項）】で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができる。ただし、介護保険改正による場合はやむを得ず1ヶ月に満たない場合もある。
- 2 入居者および身元引受人および連帯保証人は料金の変更を承諾する場合、事業所の作成した【別紙（重要事項）】を差し替え、保管することとする。

## 第9条（契約の開始・終了）

### 1 契約の開始

入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

- 2 入居者または身元引受人は次の事由に該当する場合、事業者に対して7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができる。
  - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
  - (2) 事業者が守秘義務に反した場合。
  - (3) 事業者が入居者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
  - (4) 事業者が破産した場合。

3 次の事由に該当した場合、事業者は、入居者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

(1) 利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。

(2) 入居者が、病院等に入院し3ヶ月以内に退院ができる見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

(3) 入居者が、事業者や職員または他の入居者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

4 入居者が、要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了する。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。

(1) 入居者がほかの介護保険施設に入居した場合。

(2) 入居者が死亡した場合。

6 次の事由に該当する場合、事業所は書面で通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 入居者または身元引受人及び連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業所に求め、事業所の再三の申し入れにも係わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達成することが著しく困難な場合。

(2) 入居者または身元引受人及び連帯保証人ないし家族、その他関係者が、故意もしくは重大な過失により事業者もしくはサービス提供者に対して、身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、本契約を継続することが著しく困難な場合。

## 第10条（身元引受人）

1 入居者は、あらかじめ他の親族の合意を得た上で本契約に身元引受人1名を定めるものとする。事業者は、身元引受人を親族代表者として扱うこととする。

2 入居者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合、あるいは後見開始、保佐開始又は補助開始審判を受けた場合、新たに身元引受人を定めるものとする。

3 身元引受人は、第11条の連帯保証人を立てられない場合において、この契約に基づく入居者の事業者に対する一切の責務につき、入居者と連帯して責任を負うものとする。また併せて、第11条第3項を適用するものとする。

4 事業者は、身元引受人を親族代表として扱い、入居者に関することについて相談・説明をするものとする。事業者は身元引受人が了承したものについては、他の親族の総意を得たものとして扱う。

- 5 事業者は、身元引受人と他の親族の意見が異なり、そのため事業者の業務遂行に支障が生ずるおそれがある時は、身元引受人の意見を尊重するものとする。
- 6 身元引受人は、前項の責任のほか次の各号の責任を負うものとする。
  - (1) 入居者が、疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力する。
  - (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して入居者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努める。
  - (3) 入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置。
  - (4) 入居者に係る緊急時の連絡先となる。

#### 第 11 条（連帯保証人）

- 1 事業者は、入居者に対し連帯保証人を求めることがあるとする。ただし、社会通念上入居者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく入居者の事業者に対する一切の債務につき、身元引受人とともに責任を負うものとする。
- 3 連帯保証人の負担は、極度額 78 万円を限度とする。

#### 第 12 条（退居時の援助）

事業者は、契約が終了し退居する際には、入居者および身元引受人の希望、入居者が退居後に置かれることになる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行う。

#### 第 13 条（個人情報の保護）

- 1 事業者および職員は、サービス提供をする上で知り得た、入居者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らさない。契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、職員の退職後も業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、入居者又は身元引受人から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、個人情報を提供しない。

#### 第 14 条（施設利用のリスク）

入居者または身元引受人は、施設利用に際して加齢とともに骨折等の可能性が高まるという事を理解の上で当施設を利用する。

## 第15条（事故発生時の対応および賠償責任）

- 事業者は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者および身元引受人、（重大事故の場合には市町村、福島県）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 事業者は、サービスの提供に伴い、入居者に対し事業者の責めに帰すべき事由により生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、その損害を賠償する。
- 居室又は備品等について、入居者による故意または重大な過失により通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、入居者または身元引受人ならびに連帯保証人はその費用を負担する。

## 第16条(緊急時の対応)

- 事業者は主治医に連絡をとり、入居者が専門的な医療機関での受診が必要と認めた場合、又は思いがけない事態（内科的急変、転倒等による骨折・受傷）を生じた場合は、協力医療機関に受診する。
- 前項の状況になったとき事業者は入居者に説明し、かつ身元引受人または緊急時連絡先に対し早急に連絡する。連絡がつかなかった場合は事後に至ることもある。
- 前2項にかかわらず、心身が急変し、緊急の処置が必要と判断した場合、人命優先で直ちに協力医療機関に搬送し、その後身元引受人に連絡する。

## 第17条(相談・苦情対応)

事業者は、入居者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者からの相談・苦情等に対応する窓口（別紙参照）を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

## 第18条(本契約に定めのない事項)

- 事業者および入居者または身元引受人ならびに連帯保証人は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、事業者および入居者、並びに身元引受人は誠意を持って協議のうえ定める。

## 第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となった場合、事業者および入居者ならびに身元引受人は入居者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする。

## 第 20 条 (身体の拘束等)

事業者は、原則として入居者に対し身体拘束を行わない。但し、事業所の「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、緊急時やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

## 第 21 条 (虐待の防止)

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催。
- 2 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 3 従業員への委員会結果の周知。
- 4 虐待の防止のための指針の整備。
- 5 年 2 回、研修の実施。

## 第 22 条 (感染症の予防及びまん延の防止)

施設において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催。
- (2) 従業員への委員会結果の周知。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- (4) 研修・訓練(シミュレーション)の実施。

## 第 23 条 (業務継続計画)

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い、以下の通りに必要な措置を講じるものとする。

- 1 業務継続計画の策定、および定期的な計画の見直し。
- 2 従業員への業務継続計画の周知。
- 3 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

## 第 24 条 (入院ベッドの活用)

入院中の空きベッドは、入院者及び身元引受人の同意を得た上で、ショートステイのベッドとして利用できるものとする。

上記の契約を証するため本書 3 通を作成し、事業者、身元引受人、連帯保証人が署名押印のうえ各自 1 通を保有する。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 篤心会  
〈住所〉 須賀川市和田字沓掛48番1  
〈代表者名〉 理事長 津田 達徳

(印)

入居者

〈住所〉  
〈氏名〉

(印)

身元引受人

〈住所〉  
〈氏名〉

(印)

連帯保証人

〈住所〉  
〈氏名〉

(印)

【本契約書第7条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏名	(続柄)
住所	
電話番号	
お支払い方法	口座振替 • 銀行振込 • 窓口支払い



## 別紙（重要事項）

## ◎相談、要望、苦情等の窓口

入居に関する相談、要望、苦情等はサービス責任者が下記窓口までお申し出下さい。

## 電話番号

- ・苦情解決責任者 施設長 長谷川 宣暢
- ・苦情受付担当者 生活相談員 石崎 麻衣  
介護支援専門員 羽賀 愛子
- ・苦情解決第三者委員 青木 トキヨ (0248-76-4252)
- ・苦情解決第三者委員 山崎 京子 (0248-76-3568)
- ・行政の問い合わせ先 須賀川市役所長寿福祉課 (0248-88-8117)  
福島県運営適正化委員会 (024-523-2943)  
国保連介護福祉課苦情相談窓口 (024-528-0040)

## ◎虐待防止の窓口

- ・虐待防止責任者 施設長 長谷川 宣暢
- ・虐待防止担当者 生活相談員 石崎 麻衣

## ◎サービスの内容

## (1) 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-76-6660

## (2) 事業所

施設の名称	特別養護老人ホーム エルビス
施設の所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
施設長名	長谷川 宣暢
電話番号	0248-76-6660
FAX番号	0248-76-6655

◎事業の目的と運営の方針

事業の目的	老人福祉法の理念と介護保険法の趣旨に基づき、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
施設運営の方針	<p>◇入居者の人権・人格を尊重し、家庭的な雰囲気の中で、安全で快適なその人らしい生活を送っていただくよう支援します。</p> <p>◇入居者の自立した日常生活を支援するとともに、入居者の多様なニーズにも対応できる質のよいサービスを提供します。</p> <p>◇地域社会の拠点として、家族、地域社会との連携を図りながら福祉の向上に努め、地域社会に貢献します。</p>

◎施設の概要

特別養護老人ホーム

敷地	12, 214 m <sup>2</sup>
建物	構造 鉄筋コンクリート造
	延べ床面積 4, 722 m <sup>2</sup>
	利用定員 90名

(1) 居室

部屋の種類	室数	面積
1人部屋	26室	13.8 m <sup>2</sup> ～21.6 m <sup>2</sup>
2人部屋	6室	24.0 m <sup>2</sup> ～36.0 m <sup>2</sup>
4人部屋	13室	42.0 m <sup>2</sup> ～43.2 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

施設の種類	室数	面積
1階 食堂・機能訓練室	1室	216.0 m <sup>2</sup>
2階 食堂	1室	144.0 m <sup>2</sup>
1階 一般浴室	1室	36.0 m <sup>2</sup>
2階 一般浴室	1室	21.0 m <sup>2</sup>
特別浴室	特殊浴槽 1室	36.0 m <sup>2</sup>
医務室	1室	43.2 m <sup>2</sup>

## ◎職員の配置

(1)	施設長	1名
(2)	医師（嘱託）	2名
(3)	事務員	1名
(4)	生活相談員	2名以上
(5)	介護職員	3名以上
(6)	看護職員	3名以上
(7)	介護支援専門員	1名以上
(8)	機能訓練指導員	1名以上
(9)	栄養士又は管理栄養士	1名以上

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さないものについては、採用後1年以内での認知症介護基礎研修の受講を必須要件とします。

## ◎施設サービスの概要

### （1）介護保険給付サービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"><li>・栄養士の立てる献立表より、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供並びに適宜選択できるメニューを提供します。</li><li>・食事時間は以下の通りとしますが、予め連絡があった場合には衛生上又は管理上許容可能な一定時間（提供から2時間以内での）食事の取り置きによる食事時間の変更・選択をすることができます。</li><li>・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。なお、入居者の身体状況等によっては個室での食事も可能です。</li><li>・毎食後に、口腔内のケアを行います。 (食事時間) 朝食 7:30~ 昼食 11:30~ 夕食 17:30~</li></ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"><li>・入居者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行います。</li></ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"><li>・年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います。</li><li>・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li></ul>
離床容	<ul style="list-style-type: none"><li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li><li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li></ul>

機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者的心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な身体機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を個別計画的に行ないます。</li> </ul>
口腔ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当施設の介護職員に対して口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行います。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の健康状態に留意するとともに、適宜看護師による健康の把握に努めて参ります。</li> <li>・入居者の重度化に伴う医療ニーズの増大に対応し看護師による24時間の連絡体制を確保し協力病院との連携を図り健康上の管理を行ないます。</li> <li>・緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に引き継ぎます。</li> <li>・入居者が外部の医療機関に通院する場合は、受診の援助をします。</li> </ul>
栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師及び管理栄養士が共同して入居者ごとに栄養状態を把握し栄養計画を作成いたします。</li> <li>またその栄養計画に基づき、管理栄養士が栄養管理を行いその成果を定期的に評価します。</li> </ul>
相談及び 援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、入居者およびそのご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> <p>(相談窓口) 石崎 麻衣</p>
理美容 サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託した外部業者で実施いたします。</li> </ul>
社会生活 上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> <li>・主な娯楽設備 　　テレビ、大型スクリーンとプロジェクター、音響設備</li> <li>・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入居者、ご家族の状況によっては、代わりに行ないます。(代行申請)</li> </ul>
買 い 物 代 行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の買物代行サービスを可能な限り、行っていきます。</li> </ul>

◎料金

(1) 施設利用料（介護保険適用費目）

要介護度区分	1日あたりの自己負担分		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	589円	1,178円	1,767円
要介護度2	659円	1,318円	1,977円
要介護度3	732円	1,464円	2,196円
要介護度4	802円	1,604円	2,406円
要介護度5	871円	1,742円	2,613円

(2) 加算一覧

加算名	対象	1割負担	2割負担	3割負担
① 日常生活継続支援加算（I）	1日毎	36円	72円	108円
② 看護体制加算（I）	1日毎	4円	8円	12円
③ 看護体制加算（II）	1日毎	8円	16円	24円
④ 個別機能訓練加算（I）	1日毎	12円	24円	36円
⑤ 個別機能訓練加算（II）	1月毎	20円	40円	60円
⑥ 夜間職員配置体制加算（III）	1日毎	16円	32円	48円
⑦ 科学的介護推進体制加算（II）	1月毎	50円	100円	150円
⑧ 精神科医療養指導加算	1ヶ月毎	5円	10円	20円
⑨ 協力医療機関連携加算	1月毎	50円	100円	150円
⑩ 初期加算	1日毎	30円	60円	90円
⑪ 安全対策体制加算	初月のみ	20円	40円	60円
⑫ 病院入院時外泊費	入院翌日から 6～12日間	246円	492円	738円
⑬ 特別通院送迎加算	1ヶ月毎	594円	1,188円	1,782円
⑭ 再入所時栄養連携加算	1回のみ	200円	400円	600円
⑮ 退所時栄養情報連携加算	1回/月限 度	70円	140円	210円
⑯ 療養食加算	1回毎	6円	12円	18円
⑰ 経口維持加算（I）	1ヶ月毎	400円	800円	1,200円
⑱ 経口移行加算（I）	1日毎	28円	56円	84円
⑲ 看取り介護加算 (死亡日から逆算) 当日 2日前～3日前 4日前～30日前 31日前～45日まで	1日毎	1,280円 680円 144円 72円	2,560円 1,360円 288円 144円	3,840円 2,040円 432円 216円
⑳ 介護職員等待遇改善加算（I）		基本部分と加算部分の合計 × 14.0%		

※ ②～⑤の加算については合算での算定可となっておりますので、I,IIの合算となります。

⑩～⑯の加算はすべてを算定するわけではなく条件により、該当する方のみが加算対象となります。

### (3) その他の料金（介護保険適用外費目）

①食 費 朝食 520円 昼食 530円 夕食 530円

注1) 食事につきましては、医師の指示に基づくカロリー値での提供となりますので提供回数ではなく、1日単位 1, 580円での請求となります。利用者様の状態に応じて栄養剤の値段が 1, 580円を超える場合、差額分をご請求させていただくことがあります。

注2) 介護保険負担限度額の認定を受けている入居者は基準費用額となります。

②おやつ代 一日あたり 100円

③居住費 個室 一日あたり 1, 310円  
2・4人部屋 一日あたり 950円

注3) 介護保険負担限度額の認定を受けている入居者は基準費用額となります。

注4) 入院した場合においても居住費は発生いたします。

④理美容費 実 費

⑤預かり金管理費 一月につき 1, 500円

⑥電気機器使用料（1ヶ月あたり20日以上使用する場合）

テレビ 24型未満 100円

テレビ 24型以上 200円

冷蔵庫 500円

電気毛布 100円

加湿器（加熱式） 1, 300円

加湿器（気化ハイブリッド式） 1, 200円

加湿器（超音波ハイブリッド式） 1, 200円

加湿器（超音波式） 200円

加湿器（気化式） 200円

加湿器（レンタル代） 300円

### (4) 居住費・食費の軽減制度（介護保険負担限度額の認定）について

- 所得区分等において、世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方もしくは生活保護を受給されている方は1段階該当の場合、食費：300円、居住費：個室0円、多床室380円。
- 所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80万円以下の方は2段階該当の場合、食費：390円、居住費：個室480円、多床室430円。
- 所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額80万円を超えて120万円以下の方は3段階①で該当の場合、食費：650円、居住費：個室880円、多床室430円。

- ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額120万円を超えている方は第3段階②で該当の場合、食費：1,360円、居住費：個室880円、多床室430円。

※上記区分に該当になられた方は、負担は各負担限度額でのお支払いとなります。

施設側は基準費用額（居住費：個室1,231円、多床室915円）と負担限度額の差額を補足給付という形で介護保険から収入とさせていただきます。

#### （5）支払方法

- ・毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払下さい。  
領収書を発行します。
- ・お支払方法は、原則として口座引き落とし・銀行振込の中から契約の際に選べます。  
但し例外として窓口支払いもあります。

#### （6）高額介護サービス費の上限額（世帯合計）について

・課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
・課税所得380万円(年収770万円)～690万円未満	93,000円(世帯)
・市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
・世帯の全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
・前年の公的年金等収入金額	
その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
・生活保護等を受給している方等	15,000円(世帯)

#### （7）代行申請について

- ・高額介護サービス費支給及び重度心身障害者医療費給付申請他について、希望があれば当施設において代行申請を実施いたします。

#### （8）償還払いの規定

以下の各号に該当する場合は、入居者が介護保険サービスの費用の全額を一旦支払い、後日、市町村から給付分の払い戻しを受ける償還払いの規定が適用されます。

- (1) 認定申請前にやむを得ずサービスを受けたとき
- (2) ケアプランを作成せず介護サービスを利用したとき
- (3) 保険料滞納により支払方法が変更されたとき
- (4) 高額介護サービス費

## ◎事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族並びに市町村及び福島県に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- (4) 利用者の所有物品を紛失したと認定した場合には、原則同等類似品をもってその損害を賠償します。

## ◎非常災害の対応

- ・スプリンクラー、自動火災報知機等の設備。
- ・非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防災害等の防災計画を立案、職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として月1回は実施します。また年1回以上は総合避難訓練を実施します。

## ◎当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	当施設の指定する時間にて、面会を行っていただけます。
外泊・外出	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員にお申し出ください。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	所定の喫煙場所にて可能といたします。
迷惑行為等	騒音等他の入居者に迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮願います。
ペット	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
寝具・備品等 の持ち込み	あらかじめ職員にご相談下さい。

◎協力医療機関

医療機関の名称	須賀川病院
院長名	津田 晃洋
所在地	須賀川市丸田町17
電話番号	0248-75-2211
診療科	内科、整形外科等
入院設備	有
救急指定の有無	有

医療機関の名称	佐藤歯科医院
院長名	佐藤 裕行
所在地	須賀川市諏訪町102
電話番号	0248-76-8143

**社会福祉法人 篤心会**  
**特別養護老人ホームエルピスユニット型**

# 特別養護老人ホームエルピスユニット型 入居契約書

様(以下「入居者」という。)と社会福祉法人篤心会(以下「事業者」という。)は、事業者が入居者に対して行うエルピスユニット型入居介護サービスについて、次のとおり契約する。

## 第1条(契約の目的)

事業者は、入居者に対し介護保険法令の趣旨に従って介護老人福祉施設サービスを提供し、入居者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払う。

## 第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から入居者の要介護認定の有効期限満了日までとする。
- 2 契約満了日の10日前までに、入居者または身元引受人から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、入居者が要介護認定の更新で要介護者(要介護1～要介護5)と認定された場合、契約は更新されるものとする。

## 第3条(施設サービス計画)

事業者は、次の各号に定める事項を施設サービス計画担当の介護支援専門員に行わせる。

- 1 解決すべき課題を適切な方法により把握し、入居者の意向を踏まえた上で、目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供するまでの留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成する。
- 2 施設サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて施設サービス計画を変更する。
- 3 施設サービス計画の作成および変更に際しては、その内容を入居者および身元引受人に説明する。

## 第4条(介護老人福祉施設サービスの内容)

- 1 事業者は、福祉サービス計画に沿って入居者に対し居室、食事、介護、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供する。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、入居者の希望、状態等に応じて適切なサービスを提供する。
- 2 入居者が利用できるサービスの種類は【別紙(重要事項)】のとおりとする。事業者は、【別紙(重要事項)】に定めた内容について、入居者および身元引受人に説明する。

## 第5条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1 事業者は、入居者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう入居者を援助する。
- 2 事業者は、入居者が希望する場合は要介護認定の申請を入居者に代わって行う。

## 第6条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後、5年間保管する。
- 2 入居者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、面会時間内にサービス提供記録を閲覧できる。
- 3 入居者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、当該入居者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができる。

## 第7条（料金）

- 1 入居者または身元引受人は、サービスの対価として【別紙（重要事項）】に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う。
- 2 事業者は、当月の料金を請求書にて作成し、入居者または身元引受人に通知する。
- 3 入居者または身元引受人は、当月の請求額を翌月末日までに口座振替・銀行振込・窓口支払いの方法により支払う。
- 4 事業者は、料金の支払いを受けたときは、領収書を発行する。

## 第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、入居者または身元引受人に対して、1ヶ月前までに【別紙（重要事項）】で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができる。ただし、介護保険改正による場合はやむを得ず1ヶ月に満たない場合もある。
- 2 入居者および身元引受人および連帯保証人は料金の変更を承諾する場合、事業所の作成した【別紙（重要事項）】を差し替え、保管することとする。

## 第9条（契約の開始・終了）

### 1 契約の開始

入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

- 2 入居者または身元引受人は次の事由に該当する場合、事業者に対して7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができる。
  - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
  - (2) 事業者が守秘義務に反した場合。
  - (3) 事業者が入居者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
  - (4) 事業者が破産した場合。

3 次の事由に該当した場合、事業者は、入居者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

(1) 利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。

(2) 入居者が、病院等に入院し3ヶ月以内に退院ができる見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

(3) 入居者が、事業者や職員または他の入居者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

4 入居者が、要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了する。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。

(1) 入居者がほかの介護保険施設に入居した場合。

(2) 入居者が死亡した場合。

6 次の事由に該当する場合、事業所は書面で通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 入居者または身元引受人及び連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業所に求め、事業所の再三の申し入れにも係わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達成することが著しく困難な場合。

(2) 入居者または身元引受人及び連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意もしくは重大な過失により事業者もしくはサービス提供者に対して、身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、本契約を継続することが著しく困難な場合。

## 第10条（身元引受人）

1 入居者は、あらかじめ他の親族の合意を得た上で本契約に身元引受人1名を定めるものとする。事業者は、身元引受人を親族代表者として扱うこととする。

2 入居者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合、あるいは後見開始、保佐開始又は補助開始審判を受けた場合、新たに身元引受人を定めるものとする。

3 身元引受人は、第11条の連帯保証人を立てられない場合において、この契約に基づく入居者の事業者に対する一切の責務につき、入居者と連帯して責任を負うものとする。また併せて、第11条第3項を適用するものとする。

4 事業者は、身元引受人を親族代表として扱い、入居者に関することについて相談・説明をするものとする。事業者は身元引受人が了承したものについては、他の親族の総意を得たものとして扱う。

- 5 事業者は、身元引受人と他の親族の意見が異なり、そのため事業者の業務遂行に支障が生ずるおそれがある時は、身元引受人の意見を尊重するものとする。
- 6 身元引受人は、前項の責任のほか次の各号の責任を負うものとする。
  - (1) 入居者が、疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力する。
  - (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して入居者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努める。
  - (3) 入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置。
  - (4) 入居者に係る緊急時の連絡先となる。

#### 第 11 条（連帯保証人）

- 1 事業者は、入居者に対し連帯保証人を求めることがあるとする。ただし、社会通念上入居者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく入居者の事業者に対する一切の債務につき、身元引受人とともに責任を負うものとする。
- 3 連帯保証人の負担は、極度額 78 万円を限度とする。

#### 第 12 条（退居時の援助）

事業者は、契約が終了し退居する際には、入居者および身元引受人の希望、入居者が退居後に置かれることになる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行う。

#### 第 13 条（個人情報の保護）

- 1 事業者および職員は、サービス提供をする上で知り得た、入居者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らさない。契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、職員の退職後も業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、入居者又は身元引受人から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、個人情報を提供しない。

#### 第 14 条（施設利用のリスク）

入居者または身元引受人は、施設利用に際して加齢とともに骨折等の可能性が高まるという事を理解の上で当施設を利用する。

## 第15条（事故発生時の対応および賠償責任）

- 事業者は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者および身元引受人、（重大事故の場合には市町村、福島県）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 事業者は、サービスの提供に伴い、入居者に対し事業者の責めに帰すべき事由により生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、その損害を賠償する。
- 居室又は備品等について、入居者による故意または重大な過失により通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、入居者または身元引受人ならびに連帯保証人はその費用を負担する。

## 第16条(緊急時の対応)

- 事業者は主治医に連絡をとり、入居者が専門的な医療機関での受診が必要と認めた場合、又は思いがけない事態（内科的急変、転倒等による骨折・受傷）を生じた場合は、協力医療機関に受診する。
- 前項の状況になったとき事業者は入居者に説明し、かつ身元引受人または緊急時連絡先に対し早急に連絡する。連絡がつかなかった場合は事後に至ることもある。
- 前2項にかかわらず、心身が急変し、緊急の処置が必要と判断した場合、人命優先で直ちに協力医療機関に搬送し、その後身元引受人に連絡する。

## 第17条(相談・苦情対応)

事業者は、入居者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者からの相談・苦情等に対応する窓口（別紙参照）を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

## 第18条(本契約に定めのない事項)

- 事業者および入居者または身元引受人ならびに連帯保証人は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、事業者および入居者、並びに身元引受人は誠意を持って協議のうえ定める。

## 第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となった場合、事業者および入居者ならびに身元引受人は入居者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする。

## 第 20 条 (身体の拘束等)

事業者は、原則として入居者に対し身体拘束を行わない。但し、事業所の「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、緊急時やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

## 第 21 条 (虐待の防止)

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催。
- 2 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 3 従業員への委員会結果の周知。
- 4 虐待の防止のための指針の整備。
- 5 年 2 回、研修の実施。

## 第 22 条 (感染症の予防及びまん延の防止)

施設において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催。
- (2) 従業員への委員会結果の周知。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- (4) 研修・訓練(シミュレーション)の実施。

## 第 23 条 (業務継続計画)

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い、以下の通りに必要な措置を講じるものとする。

- 1 業務継続計画の策定、および定期的な計画の見直し。
- 2 従業員への業務継続計画の周知。
- 3 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

## 第 24 条 (入院ベッドの活用)

入院中の空きベッドは、入院者及び身元引受人の同意を得た上で、ショートステイのベッドとして利用できるものとする。※森宿以外記載

上記の契約を証するため本書 3 通を作成し、事業者、身元引受人、連帯保証人が署名押印のうえ各自 1 通を保有する。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 篤心会  
〈住所〉 須賀川市和田字沓掛48番1  
〈代表者名〉 理事長 津田 達徳

(印)

入居者

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

身元引受人

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

連帯保証人

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

【本契約書第7条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏名	(続柄)
住所	
電話番号	
お支払い方法	口座振替・銀行振込・窓口支払い



## 別紙（重要事項）

## ◎相談、要望、苦情等の窓口

入居に関する相談、要望、苦情等はサービス責任者が下記窓口までお申し出下さい。

## 電話番号

- ・苦情解決責任者 施設長 長谷川 宣暢
- ・苦情受付担当者 生活相談員 薄井 利樹  
介護支援専門員 薄井 利樹
- ・苦情解決第三者委員 青木 トキヨ (0248-76-4252)  
山崎 京子 (0248-76-3568)
- 行政の問い合わせ先 須賀川市役所長寿福祉課 (0248-88-8116)  
福島県運営適正化委員会 (024-523-2943)  
国保連介護福祉課苦情相談窓口 (024-528-0040)

## ◎虐待防止の窓口

- ・虐待防止責任者 施設長 長谷川 宣暢
- ・虐待防止担当者 生活相談員 薄井 利樹

## ◎サービスの内容

## (1) 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

## (2) 事業所

施設の名称	特別養護老人ホームエルピスユニット型
施設の所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
施設長名	長谷川 宣暢
電話番号	0248-76-6660
FAX番号	0248-76-6655

◎事業の目的と運営の方針

事業の目的	老人福祉法の理念と介護保険法の趣旨に基づき、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
施設運営の方針	<p>◇入居者の人権・人格を尊重し、家庭的な雰囲気の中で、安全で快適なその人らしい生活を送っていただくよう支援します。</p> <p>◇入居者の自立した日常生活を支援するとともに、入居者の多様なニーズにも対応できる質のよいサービスを提供します。</p> <p>◇地域社会の拠点として、家族、地域社会との連携を図りながら福祉の向上に努め、地域社会に貢献します。</p>

◎施設の概要

特別養護老人ホーム

敷 地	1, 674 m <sup>2</sup>
建物	構造 鉄筋コンクリート造 平屋建
	延べ床面積 1, 674 m <sup>2</sup>
	利用定員 30名

(1) 居室

部屋の種類	室 数	面 積
1人部屋	30室	11.3 m <sup>2</sup> ～12.1 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

施設の種類	室 数	面 積
共同生活室	3室	57.1 m <sup>2</sup>
浴室（個室）	2室	17.3 m <sup>2</sup>
地域交流スペース	1室	150.1 m <sup>2</sup>
セミパブリックスペース	1室	24.9 m <sup>2</sup>

## ◎職員の配置

(1)	施設長	1名
(2)	医師（嘱託）	1名
(3)	事務員	1名
(4)	生活相談員	1名以上
(5)	介護職員	9名以上
(6)	看護職員	1名以上
(7)	介護支援専門員	1名以上
(8)	機能訓練指導員	1名以上
(9)	栄養士又は管理栄養士	1名以上

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さないものについては、採用後1年以内での認知症介護基礎研修の受講を必須要件とします。

## ◎施設サービスの概要

### （1）介護保険給付サービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"><li>・栄養士の立てる献立表より、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供並びに適宜選択できるメニューを提供します。</li><li>・食事時間は以下の通りとしますが、予め連絡があった場合には衛生上又は管理上許容可能な一定時間（提供から2時間以内での）食事の取り置きによる食事時間の変更・選択をすることができます。</li><li>・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。なお、入居者の身体状況等によっては個室での食事も可能です。</li><li>・毎食後に、口腔内のケアを行います。 (食事時間) 朝食 7:30~ 昼食 11:30~ 夕食 17:30~</li></ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"><li>・入居者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行います。</li></ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"><li>・年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います。</li><li>・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li></ul>
離床	<ul style="list-style-type: none"><li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li></ul>
整容	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li></ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な身体機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を個別計画的に行ないます。</li></ul>

口腔ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当施設の介護職員に対して口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行います。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の健康状態に留意するとともに、適宜看護師による健康の把握に努めて参ります。</li> <li>・入居者の重度化に伴う医療ニーズの増大に対応し看護師による24時間の連絡体制を確保し協力病院との連携を図り健康上の管理を行ないます。</li> <li>・緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に引き継ぎます。</li> <li>・入居者が外部の医療機関に通院する場合は、受診の援助をします。</li> </ul>
栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師及び管理栄養士が共同して入居者ごとに栄養状態を把握し栄養計画を作成いたします。</li> <li>またその栄養計画に基づき、管理栄養士が栄養管理を行いその成果を定期的に評価します。</li> </ul>
相談及び 援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、入居者およびそのご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> <p>(相談窓口) 薄井 利樹</p>
理美容 サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託した外部業者で実施いたします。</li> </ul>
社会生活 上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> <li>・主な娯楽設備 　　テレビ、大型スクリーンとプロジェクター、音響設備</li> <li>・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入居者、ご家族の状況によっては、代わりに行ないます。(代行申請)</li> </ul>
買 い 物 代 行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の買物代行サービスを可能な限り、行っていきます。</li> </ul>

◎料金

(1) 施設利用料（介護保険適用費目）

要介護度区分	1日あたりの自己負担分		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護度 1	670円	1,340円	2,010円
要介護度 2	740円	1,480円	2,220円
要介護度 3	815円	1,630円	2,445円
要介護度 4	886円	1,772円	2,658円
要介護度 5	955円	1,910円	2,865円

(2) 加算一覧

加算名	対象	1割負担	2割負担	3割負担
① 日常生活継続支援加算（II）	1日毎	46円	92円	138円
② 看護体制加算（I）	1日毎	4円	8円	12円
③ 科学的介護推進体制加算（II）	1月毎	50円	100円	150円
④ 個別機能訓練加算（I）	1日毎	12円	24円	36円
⑤ 個別機能訓練加算（II）	1月毎	20円	40円	60円
⑥ 精神科医療養指導加算	1ヶ月毎	5円	10円	20円
⑦ 協力医療機関連携加算	1月毎	50円	100円	150円
⑧ 初期加算	1日毎	30円	60円	90円
⑨ 安全対策体制加算	初月のみ	20円	40円	60円
⑩ 病院入院時外泊費	入院翌日から 6～12日間	246円	492円	738円
⑪ 特別通院送迎加算	1ヶ月毎	594円	1,188円	1,782円
⑫ 再入所時栄養連携加算	1回のみ	200円	400円	600円
⑬ 退所時栄養情報連携加算	1回/月限 度	70円	140円	210円
⑭ 療養食加算	1回毎	6円	12円	18円
⑮ 経口維持加算（I）	1日毎	200円	400円	600円
⑯ 経口移行加算（I）	1日毎	28円	56円	84円
⑰ 看取り介護加算 (死亡日から逆算) 2日前～3日前 4日前～30日前 31日前～45日まで	1日毎	1,280円 680円 144円 72円	2,560円 1,360円 288円 144円	3,840円 2,040円 432円 216円
⑱ 介護職員等処遇改善加算（I）			基本部分と加算部分の合計 × 14.0%	

※⑧～⑰の加算はすべてを算定するわけではなく条件により、該当する方のみが加算対象となります。

(3) その他の料金（介護保険適用外費目）

①食 費 朝食520円 昼食530円 夕食530円

注1) 食事につきましては、医師の指示に基づくカロリー値での提供となり  
ますので提供回数ではなく、1日単位1,580円での請求となります。  
利用者様の状態に応じて栄養剤の値段が1,580円を超える場合  
にならぬ場合は、差額分をご請求させていただくことがあります。

注2) 介護保険負担限度額の認定を受けている入居者は基準費用額となります。

②おやつ代	一日あたり	100円
③居住費	個室	一日あたり 2,080円

注3) 介護保険負担限度額の認定を受けている入居者は基準費用額となります。

注4) 入院した場合においても居住費は発生いたします。

④理美容費	実費
⑤電気機器使用料 (1ヶ月あたり20日以上使用する場合)	

テレビ24型未満	一月につき	100円
テレビ24型以上	一月につき	200円
冷蔵庫	一月につき	500円
電気毛布	一月につき	100円
加湿器(レンタル代)	一月につき	300円
加湿器(加熱式)		1,300円
加湿器(気化ハイブリッド式)		1,200円
加湿器(超音波ハイブリッド式)		1,200円
加湿器(超音波式)		200円
加湿器(気化式)		200円

⑥預り金管理費	一月につき	1,500円
---------	-------	--------

#### (4) 居住費・食費の軽減制度(介護保険負担限度額の認定)について

- ・生活保護受給者及び世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者の方は、  
1段階で該当の場合、食費:300円、居住費:880円。
  - ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80万円以下の  
方は2段階で該当の場合、食費:390円、居住費:880円。
  - ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額80万円を超えて  
120万円以下の場合は3段階①で該当の場合、食費:650円、居住費:1,370円。
  - ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額120万円を超えて  
いる場合は第3段階②で該当の場合、食費:1,360円、居住費:1,370円。
- ※上記区分に該当になられた方は、負担は各負担限度額でのお支払いとなります。

施設側は基準費用額(居住費:2,066円)と負担限度額の差額を補足給付という形  
で介護保険から収入とさせていただいております。

## (5) 支払方法

- ・毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払下さい。  
領収書を発行します。
- ・お支払方法は、原則として口座引き落とし・銀行振込の中から契約の際に選べます。  
但し例外として窓口支払いもあります。

## (6) 高額介護サービス費の上限額（世帯合計）について

・課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
・課税所得380万円(年収770万円)～690万円未満	93,000円(世帯)
・市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
・世帯の全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
・前年の公的年金等収入金額	
その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
・生活保護等を受給している方等	15,000円(世帯)

## (7) 代行申請について

- ・高額介護サービス費支給及び重度心身障害者医療費給付申請他について、希望があれば当施設において代行申請を実施いたします。

## (8) 償還払いの規定

以下の各号に該当する場合は、入居者が介護保険サービスの費用の全額を一旦支払い、後日、市町村から給付分の払い戻しを受ける償還払いの規定が適用されます。

- (1) 認定申請前にやむを得ずサービスを受けたとき
- (2) ケアプランを作成せず介護サービスを利用したとき
- (3) 保険料滞納により支払方法が変更されたとき
- (4) 高額介護サービス費

## ◎事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族並びに市町村及び福島県に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- (4) 利用者の所有物品を紛失したと認定した場合には、原則同等類似品をもってその損害を

賠償します。

#### ◎非常災害の対応

- ・スプリンクラー、自動火災報知機等の設備。
- ・非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防災害等の防災計画を立案、職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として月1回は実施します。また年1回以上は総合避難訓練を実施します。

#### ◎当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	当施設の指定する時間にて、面会を行っていただけます。
外泊・外出	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員にお申し出ください。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	所定の喫煙場所にて可能といたします。
迷惑行為等	騒音等他の入居者に迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮願います。
ペット	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
寝具・備品等 の持ち込み	あらかじめ職員にご相談下さい。

#### ◎協力医療機関

医療機関の名称	須賀川病院
院長名	津田 晃洋
所在地	須賀川市丸田町17
電話番号	0248-75-2211
診療科	内科、整形外科等
入院設備	有
救急指定の有無	有

医療機関の名称	佐藤歯科医院
院長名	佐藤 裕行
所在地	須賀川市諏訪町102
電話番号	0248-76-8143

# 特別養護老人ホーム ファミユ

# 特別養護老人ホーム ファミーユ 入居契約書

\_\_\_\_\_様（以下「入居者」という）と社会福祉法人篤心会（以下「事業者」という）は、事業者が入居者に対して行う特別養護老人ホームファミーユ入居介護サービスについて、次のとおり契約する。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、入居者に対し介護保険法令の趣旨に従って介護老人福祉施設サービスを提供し、入居者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払う。

## 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から入居者の要介護認定の有効期限満了日までとする。
- 2 契約満了日の10日前までに、入居者または身元引受人から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、入居者が要介護認定の更新で要介護者（要介護1～要介護5）と認定された場合、契約は更新されるものとする。

## 第3条（施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を施設サービス計画担当の介護支援専門員に行わせる。

- 1 解決すべき課題を適切な方法により把握し、入居者の意向を踏まえた上で、目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供するまでの留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成する。
- 2 施設サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて施設サービス計画を変更する。
- 3 施設サービス計画の作成および変更に際しては、その内容を入居者および身元引受人に説明する。

## 第4条（介護老人福祉施設サービスの内容）

- 1 事業者は、福祉サービス計画に沿って入居者に対し居室、食事、介護、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供する。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、入居者の希望、状態等に応じて適切なサービスを提供する。
- 2 入居者が利用できるサービスの種類は【別紙（重要事項）】のとおりとする。事業者は、【別紙（重要事項）】に定めた内容について、入居者および身元引受人に説明する。

## 第5条（要介護認定の申請に係る援助）

- 事業者は、入居者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう入居者を援助する。
- 事業者は、入居者が希望する場合は要介護認定の申請を入居者に代わって行う。

## 第6条（サービスの提供の記録）

- 事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後、5年間保管する。
- 入居者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、面会時間内にサービス提供記録を閲覧できる。
- 入居者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、当該入居者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができる。

## 第7条（料金）

- 入居者または身元引受人は、サービスの対価として【別紙（重要事項）】に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う。
- 事業者は、当月の料金を請求書にて作成し、入居者または身元引受人に通知する。
- 入居者または身元引受人は、当月の請求額を翌月25日までに口座振替・銀行振込支払いの方法により支払う。ただし例外として窓口支払いもある。
- 事業者は、料金の支払いを受けたときは、領収書を発行する。

## 第8条（料金の変更）

- 事業者は、入居者または身元引受人に対して、1ヶ月前までに【別紙（重要事項）】で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができる。ただし、介護保険改正による場合はやむを得ず1ヶ月に満たない場合もある。
- 入居者および身元引受人および連帯保証人は料金の変更を承諾する場合、事業所の作成した【別紙（重要事項）】を差し替え、保管することとする。

## 第9条（契約の開始・終了）

### 1 契約の開始

入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

- 入居者または身元引受人は次の事由に該当する場合、事業者に対して7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができる。
  - 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
  - 事業者が守秘義務に反した場合。
  - 事業者が入居者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
  - 事業者が破産した場合。

3 次の事由に該当した場合、事業者は、入居者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

(1) 利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。

(2) 入居者が、病院等に入院し3ヶ月以内に退院ができる見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

(3) 入居者が、事業者や職員または他の入居者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

4 入居者が、要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了する。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。

(1) 入居者がほかの介護保険施設に入居した場合。

(2) 入居者が死亡した場合。

6 次の事由に該当する場合、事業所は書面で通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 入居者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業所に求め、事業所の再三の申し入れにも係わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達成することが著しく困難な場合。

(2) 入居者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意もしくは重大な過失により事業者もしくはサービス提供者に対して、身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、本契約を継続することが著しく困難な場合。

## 第10条（身元引受人）

1 入居者は、あらかじめ他の親族の合意を得た上で本契約に身元引受人1名を定めるものとする。事業者は、身元引受人を親族代表者として扱うこととする。

2 入居者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合、あるいは後見開始、保佐開始又は補助開始審判を受けた場合、新たに身元引受人を定めるものとする。

3 身元引受人は、第11条の連帯保証人を立てられない場合において、この契約に基づく入居者の事業者に対する一切の責務につき、入居者と連帯して責任を負うものとする。また併せて、第11条第3項を適用するものとする。

4 事業者は、身元引受人を親族代表として扱い、入居者に関することについて相談・説明をするものとする。事業者は身元引受人が了承したものについては、他の親族の総意を得たものとして扱う。

- 5 事業者は、身元引受人と他の親族の意見が異なり、そのため事業者の業務遂行に支障が生ずるおそれがある時は、身元引受人の意見を尊重するものとする。
- 6 身元引受人は、前項の責任のほか次の各号の責任を負うものとする。
  - (1) 入居者が、疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力する。
  - (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して入居者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努める。
  - (3) 入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置。
  - (4) 入居者に係る緊急時の連絡先となる。

#### 第 11 条（連帯保証人）

- 1 事業者は、入居者に対し連帯保証人を求めることがあるとする。ただし、社会通念上入居者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく入居者の事業者に対する一切の債務につき、身元引受人とともに責任を負うものとする。
- 3 連帯保証人の負担は、極度額 78 万円を限度とする。

#### 第 12 条（退居時の援助）

事業者は、契約が終了し退居する際には、入居者および身元引受人の希望、入居者が退居後に置かれことになる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行う。

#### 第 13 条（個人情報の保護）

- 1 事業者および職員は、サービス提供をする上で知り得た、入居者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らさない。契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、職員の退職後も業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、入居者又は身元引受人から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、個人情報を提供しない。

#### 第 14 条（施設利用のリスク）

入居者または身元引受人は、施設利用に際して加齢とともに骨折等の可能性が高まるという事を理解の上で当施設を利用する。

## 第15条（事故発生時の対応および賠償責任）

- 事業者は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者および身元引受人、（重大事故の場合には市町村、福島県）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 事業者は、サービスの提供に伴い、入居者に対し事業者の責めに帰すべき事由により生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、その損害を賠償する。
- 居室又は備品等について、入居者による故意または重大な過失により通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、入居者または身元引受人ならびに連帯保証人はその費用を負担する。

## 第16条（緊急時の対応）

- 事業者は主治医に連絡をとり、入居者が専門的な医療機関での受診が必要と認めた場合、又は思いがけない事態（内科的急変、転倒等による骨折・受傷）を生じた場合は、協力医療機関に受診する。
- 前項の状況になったとき事業者は入居者に説明し、かつ身元引受人または緊急時連絡先に対し早急に連絡する。連絡がつかなかった場合は事後に至ることもある。
- 前2項にかかわらず、心身が急変し、緊急の処置が必要と判断した場合、人命優先で直ちに協力医療機関に搬送し、その後身元引受人に連絡する。

## 第17条（相談・苦情対応）

事業者は、入居者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者からの相談・苦情等に対応する窓口（別紙参照）を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

## 第18条（本契約に定めのない事項）

- 事業者および入居者または身元引受人ならびに連帯保証人は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、事業者および入居者、並びに身元引受人は誠意を持って協議のうえ定める。

## 第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となった場合、事業者および入居者ならびに身元引受人は入居者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする。

## 第 20 条（身体の拘束等）

事業者は、原則として入居者に対し身体拘束を行わない。但し、事業所の「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、緊急時やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

## 第 21 条（虐待の防止）

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催。
- 2 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 3 従業員への委員会結果の周知。
- 4 虐待の防止のための指針の整備。
- 5 年 2 回、研修の実施。

## 第 22 条（感染症の予防及びまん延の防止）

施設において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催。
- 2 従業員への委員会結果の周知。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- 4 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

## 第 23 条（業務継続計画）

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い、以下の通りに必要な措置を講じるものとする。

- 1 業務継続計画の策定、および定期的な計画の見直し。
- 2 従業員への業務継続計画の周知。
- 3 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

## 第 24 条（入院ベッドの活用）

入院中の空きベッドは、入院者及び身元引受人の同意を得た上で、ショートステイのベッドとして利用できるものとする。

上記の契約を証するため本書 3 通を作成し、事業者、身元引受人、連帯保証人が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 篤心会  
〈住所〉 須賀川市和田字沓掛48番1  
〈代表者名〉 理事長 津田 達徳

(印)

入居者

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

身元引受人

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

連帶保証人

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

【本契約書第7条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏名	(続柄)
住所	〒
電話番号	
お支払い方法	口座振替・銀行振込



## 別紙（重要事項）

## ◎相談、要望、苦情等の窓口

入居に関する相談、要望、苦情等はサービス責任者が下記窓口までお申し出下さい。

電話番号 024-575-2300

・苦情解決責任者 施設長 高橋 壽枝

・苦情受付担当者 生活相談員 高橋 チカ子

介護支援専門員 高野 奈津子

・苦情解決第三者委員 佐藤 裕二（024-576-3251）

・苦情解決第三者委員 寺島 すみ子（024-586-1345）

行政の問い合わせ先 伊達市役所高齢福祉課（024-575-1125）

福島県運営適正化委員会（024-523-2934）

国保連介護福祉課苦情相談窓口（024-528-0040）

## ◎虐待防止の窓口

・虐待防止責任者 施設長 高橋 壽枝

・虐待防止担当者 生活相談員 高橋 チカ子

行政の問い合わせ先 伊達市役所高齢福祉課（024-575-1125）

伊達市保原地域包括支援センター（024-574-4774）

## ◎提供するサービスの第三者評価の実施状況

・実施の有無 有

・実施年月日 令和5年12月19日及び12月20日

・実施評価機関 NPO法人 福島県福祉サービス振興会

・評価結果の開示状況 イ 福島県ホームページ

ロ 独立行政法人福祉医療機構ホームページ

ハ 施設窓口閲覧

## ◎サービスの内容

## (1) 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	福島県須賀川市和田字沓掛48番1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

(2) 事業所

施設の名称	特別養護老人ホーム ファミーユ
施設の所在地	福島県伊達市保原町上保原字遍照原 8-8
施設長名	高橋 壽枝
電話番号	024-575-2300
FAX番号	024-575-2900

◎事業の目的と運営の方針

事業の目的	老人福祉法の理念と介護保険法の趣旨に基づき、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
施設運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇入居者の人権・人格を尊重し、家庭的な雰囲気の中で、安全で快適なその人らしい生活を送っていただくよう支援します。</li> <li>◇入居者の自立した日常生活を支援するとともに、入居者の多様なニーズにも対応できる質のよいサービスを提供します。</li> <li>◇地域社会の拠点として、家族、地域社会との連携を図りながら福祉の向上に努め、地域社会に貢献します。</li> </ul>

◎施設の概要

特別養護老人ホーム ファミーユ

敷 地	45, 100.51 m <sup>2</sup>
建物	構造 鉄筋コンクリート・一部鉄骨平屋建て
	延べ床面積 4, 561.52 m <sup>2</sup>
	利用定員 80名

(1) 居室

部屋の種類	室 数	面 積
1人部屋	80室	14.00 m <sup>2</sup> ～15.00 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

施設の種類	室 数	面 積
食堂・談話室	7室	144.60～149.00m <sup>2</sup>
ワーカー室	7室	9.00～10.35m <sup>2</sup>
トイレ	14室	4.00～5.75m <sup>2</sup>
一般浴室	2室	25.00～54.00m <sup>2</sup>
特別浴室	特殊浴槽1室	36.00m <sup>2</sup>
医務室	1室	49.00m <sup>2</sup>
理美容室	2室	5.75～18.00m <sup>2</sup>

◎職員の配置

(1) 施設長	1名
(2) 医師（嘱託）	1名
(3) 事務員	適当数
(4) 生活相談員	1名以上
(5) 介護職員	31名以上
(6) 看護職員	3名以上
(7) 介護支援専門員	1名以上
(8) 機能訓練指導員	1名以上
(9) 栄養士又は管理栄養士	1名以上

- ・前項に定めるものの他、必要に応じてその他の職員を置くことができます。
- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さないものについては、採用後1年以内での認知症介護基礎研修の受講を必須要件とします。

◎施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養士の立てる献立表より、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供並びに適宜選択できるメニューを提供します。</li> <li>食事時間は以下の通りとしますが、予め連絡があった場合には衛生上又は管理上許容可能な一定時間（提供から1時間以内での）食事の取り置きによる食事時間の変更・選択をすることができます。</li> <li>食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 なお、入居者の身体状況等によっては個室での食事も可能です。</li> <li>毎食後に、口腔内のケアを行います。</li> </ul> <p>(食事時間) 朝食 8:00~ 昼食 12:00~ 夕食 18:00~</p>
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行います。</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います。</li> <li>寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>
離床	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な身体機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を個別計画的に行ないます。</li> </ul>
口腔ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当施設の介護職員に対して口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行います。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の健康状態に留意するとともに、適宜看護師による健康の把握に努めています。</li> <li>入居者の重度化に伴う医療ニーズの増大に対応し看護師による24時間の連絡体制を確保し協力病院との連携を図り健康上の管理を行ないます。</li> <li>緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に引き継ぎます。</li> <li>入居者が外部の医療機関に通院する場合は、受診の援助をします。</li> </ul>

栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師及び管理栄養士が共同して入居者ごとに栄養状態を把握し栄養計画を作成します。</li> <li>またその栄養計画に基づき、管理栄養士が栄養管理を行いその成果を定期的に評価します。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、入居者およびそのご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> <p>(相談窓口) 高橋 チカ子 高野 奈津子</p>
理美容サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託した外部業者で実施いたします。</li> </ul>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> <li>・主な娯楽設備 テレビ、大型スクリーンとプロジェクター、音響設備</li> <li>・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入居者、ご家族の状況によっては、代わりに行ないます。(代行申請)</li> </ul>
買 い 物 代 行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の買物代行サービスを可能な限り行ないます。</li> </ul>
預 り 金 管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の便宜を供するため、小口現金の管理サービスを行います。</li> </ul>

◎料金

(1) 施設利用料（介護保険適用費目）

要介護度区分	1日あたりの自己負担分		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	670円	1,340円	2,010円
要介護2	740円	1,480円	2,220円
要介護3	815円	1,630円	2,445円
要介護4	886円	1,772円	2,658円
要介護5	955円	1,910円	2,865円

(2) 加算一覧

加算名	対象	1割負担	2割負担	3割負担
1. 初期加算（入所、退院日から30日限定）	1日毎	30円	60円	90円
2. 外泊時費用	1日毎	246円	492円	738円
3. 安全対策体制加算	1回のみ	20円	40円	60円
4. 日常生活継続支援加算（II）	1日毎	46円	92円	138円
5. サービス提供体制強化加算（I）／（II）	1日毎	22円／18円	44円／36円	66円／54円
6. 夜勤職員配置加算（IV）	1日毎	21円	42円	63円
7. 看護体制加算（I）／（II）	1日毎	4円／8円	8円／16円	12円／24円
8. 協力医療機関連携加算（I）	1ヶ月毎	50円	100円	150円
9. 協力医療機関連携加算（II）	1ヶ月毎	5円	10円	15円
10. 高齢者施設等感染対策向上加算（II）	1ヶ月毎	5円	10円	15円
11. 科学的介護推進体制加算（II）	1ヶ月毎	50円	100円	150円
12. 口腔衛生管理加算（II）	1ヶ月毎	110円	220円	330円
13. 個別機能訓練加算（I）	1日毎	12円	24円	36円
14. 個別機能訓練加算（II）	1ヶ月毎	20円	40円	60円
15. 個別機能訓練加算（III）	1ヶ月毎	20円	40円	60円
16. ADL維持等加算（I）／（II）	1ヶ月毎	30円／60円	60円／120円	90円／180円
17. 療養食加算	1回毎	6円	12円	18円
18. 栄養マネジメント強化加算	1日毎	11円	22円	33円
19. 経口移行加算（180日限度）	1日毎	28円	56円	84円
20. 経口維持加算（I）	1ヶ月毎	400円	800円	1,200円
21. 経口維持加算（II）	1ヶ月毎	100円	200円	300円
22. 再入所時栄養連携加算	1回のみ	200円	400円	600円
23. 若年性認知症入所者受入加算	1日毎	120円	240円	360円
24. 認知症専門ケア加算（I）	1日毎	3円	6円	9円
25. 認知症チームケア推進加算（II）	1ヶ月毎	120円	240円	360円
26. 看取り介護加算（死亡日から逆算）	1日毎	1,280円	2,560円	3,840円
2日前～3日前		680円	1,360円	2,040円
4日前～30日前		144円	288円	432円
31日前～45日まで		72円	144円	216円
27. 生産性向上推進体制加算（I）	1ヶ月毎	100円	200円	300円
28. 生産性向上推進体制加算（II）	1ヶ月毎	10円	20円	30円
29. 排せつ支援加算（I）／（II）／（III）	1ヶ月毎	10円／15円／20円	20円／30円／40円	30円／45円／60円
30. 褥瘡マネジメント加算（I）／（II）	1ヶ月毎	3円／13円	6円／26円	9円／39円
31. 介護職員等処遇改善加算（I）			所定単位数 × 14.0%	

※ 職員配置や体制により算定項目が変動する加算や該当者のみの算定となる加算がありますので、状況により金額が異なります。

### (3) その他の料金（介護保険適用外費目）

①食 費 朝500円、昼520円、夕500円

注1) 食事につきましては、医師の指示に基づくカロリー値での提供となりますので、提供回数ではなく、1日単位1,520円での請求となります。

入居者の状態に応じて、栄養剤の値段が1,520円を超えてしまう場合は、差額分を請求させていただくことがあります。

注2) 介護保険負担限度額の認定を受けている入居者は各負担限度額となります。

②おやつ代 一日あたり 100円

③居住費 一日あたり 2,080円

注3) 介護保険負担限度額の認定を受けている入居者は各負担限度額となります。

注4) 入院した場合においても居住費は発生いたします。

④理美容費 実 費

⑤電気機器使用料（1ヶ月あたり20日以上使用する場合）

テレビ23型以下 一月につき 100円

テレビ24型以上 一月につき 200円

冷蔵庫 一月につき 500円

電気毛布 一月につき 100円

加湿器レンタル代 一月につき 300円

加湿器電気代（加熱式） 一月につき 1,300円

⑥預り金管理費 一月につき 1,500円

### (4) 居住費・食費の軽減制度（介護保険負担限度額の認定）について

- ・生活保護受給者及び世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者の方は1段階で該当の場合、食費：300円、居住費：880円。
- ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80万円以下の方は2段階で該当の場合、食費：390円、居住費：880円。
- ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額80万円を超えて120万円以下の方は3段階①で該当の場合、食費：650円、居住費：1,370円。
- ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額120万円を超えている方は第3段階②で該当の場合、食費：1,360円、居住費：1,370円。

※上記区分に該当になられた方は、負担は各負担限度額でのお支払いになります。

事業者側は基準費用額（食費：1,445円、居住費：2,066円）と負担限度額の差額を補足給付という形で介護保険から収入とさせていただいております。

## (5) 支払方法

- ・毎月 15 日までに前月分の請求をいたしますので、25 日までにお支払い下さい。  
領収書を発行します。
- ・お支払方法は、原則として口座振替・銀行振込の中から契約の際に選べます。  
ただし例外として窓口支払いもあります。

## (6) 高額介護サービス費の上限額（世帯合計）について

区分	負担の上限額（月額）
課税所得 690 万円（年収 1,160 万円）以上	140,100 円（世帯）
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満	93,000 円（世帯）
市町村民税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	44,400 円（世帯）
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600 円（世帯）
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000 円（世帯）

## (7) 代行申請について

高額介護サービス費支給及び重度心身障害者医療費給付申請他について、希望があれば当施設において代行申請を実施いたします。

## (8) 償還払いの規定

以下の各号に該当する場合は、入居者が介護保険サービスの費用の全額を一旦支払い、後日、市町村から給付分の払い戻しを受ける償還払いの規定が適用されます。

- ・認定申請前にやむを得ずサービスを受けたとき
- ・ケアプランを作成せず介護サービスを利用したとき
- ・保険料滞納により支払方法が変更されたとき
- ・高額介護サービス費

## ◎事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族並びに市町村及び福島県に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- (4) 利用者の所有物品を紛失したと認定した場合には、原則同等類似品をもってその損害を賠償します。

## ◎非常災害の対応

- (1) スプリンクラー、自動火災報知機等の設備。
- (2) 非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防災害等の防災計画を立案、職員および入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として月1回は実施します。
- (3) また年1回以上は総合避難訓練を実施します。

## ◎当施設ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	当施設の指定する時間にて、面会を行っていただけます。
外 泊 ・ 外 出	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員にお申し出ください。
居 室 ・ 設 備 器 具 の 利 用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	所定の喫煙場所にて可能といたします。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の入居者に迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗 教 政 治 活 動	施設内で他の入居者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮願います。
ペ ッ ツ ト	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
寝 具 ・ 備 品 等 の 持 ち 込 み	あらかじめ職員にご相談下さい。

◎協力医療機関

医療機関の名称	なかのクリニック
理 事 長 名	中野 新一
所 在 地	伊達市保原町字城ノ内 20-1
電話番号	024-575-2246
診療科	内科等5科
入院設備	無
救急指定の有無	無

医療機関の名称	オーラルステーション デンタルクリニック
院 長 名	山田 満憲
所 在 地	伊達市保原町字泉町 90-29
電話番号	024-576-2393
診療科	歯科

医療機関の名称	北福島医療センター
院 長 名	松本 進
所 在 地	伊達市箱崎東 23-1
電話番号	024-551-0551
診療科	内科、外科等15科
入院設備	有
救急指定の有無	有

医療機関の名称	福島松ヶ丘病院
院 長 名	山本 俊昭
所 在 地	伊達市保原町上保原字羽山 1
電話番号	024-575-2291
診療科	精神科、内科、心療内科
入院設備	有
救急指定の有無	無

# 特別養護老人ホーム孝の郷

## 別紙（重要事項）

## ◎相談、要望、苦情等の窓口

入居に関する相談、要望、苦情等はサービス責任者が下記窓口までお申し出下さい。

電話番号	024-586-1540
・苦情解決責任者	施設長 齋藤 由美子
・苦情受付担当者	生活相談員 浦山 昌彦 介護支援専門員 大槻 敏郎
・苦情解決第三者委員	寺島 すみ子 ☎ 024-586-1345
・苦情解決第三者委員	佐藤 ヒロ ☎ 024-588-1277
・苦情解決第三者委員	渡邊 恵子 ☎ 024-586-2814
行政の問い合わせ先	伊達市役所、介護保険課 ☎ 024-575-1299
	福島県運営適正化委員会 ☎ 024-523-2943
	国保連介護福祉課苦情相談窓口 ☎ 024-528-0040

## ◎虐待防止の窓口

・虐待防止責任者	施設長 齋藤 由美子
・虐待防止担当者	生活相談員 浦山 昌彦

## ◎サービスの内容

## (1) 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

## (2) 事業所

施設の名称	特別養護老人ホーム 孝の郷
施設の所在地	伊達市靈山町掛田字明正寺21-1
施設長名	齋藤 由美子
電話番号	024-586-1540
FAX番号	024-586-2424

◎事業の目的と運営の方針

事業の目的	老人福祉法の理念と介護保険法の趣旨に基づき、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
施設運営の方針	<p>◇入居者の人権・人格を尊重し、家庭的な雰囲気の中で、安全で快適なその人らしい生活を送っていただくよう支援します。</p> <p>◇入居者の自立した日常生活を支援するとともに、入居者の多様なニーズにも対応できる質のよいサービスを提供します。</p> <p>◇地域社会の拠点として、家族、地域社会との連携を図りながら福祉の向上に努め、地域社会に貢献します。</p>

◎施設の概要

特別養護老人ホーム

敷 地	1 8 , 3 9 9 . 0 2
建物	構造 鉄筋コンクリート造 2階建て
	延べ床面積 5 , 2 8 4 . 7 8 m <sup>2</sup>
	利用定員 70名 (1ユニット10名×7ユニット)

(1) 居室

部屋の種類	室 数	面 積
1人部屋	70室	10.81～17.50 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

施設の種類	室 数	面 積
食堂・談話室	7室	77.92～182.72 m <sup>2</sup>
ワーカー室	7室	4.56～8.36 m <sup>2</sup>
トイレ	26室	3.65～4.04 m <sup>2</sup>
一般浴室	7室	7.50～10.0 m <sup>2</sup>
特別浴室	1室	23.28 m <sup>2</sup>
医務室	1室	14.04 m <sup>2</sup>
理美容室	1室	11.42 m <sup>2</sup>

## ◎職員の配置

(1)	施設長	1名
(2)	医師（嘱託）	1名（非常勤）
(3)	事務員	適当数
(4)	生活相談員	1名以上
(5)	介護職員	2名以上
(6)	看護職員	3名以上
(7)	介護支援専門員	1名以上
(8)	機能訓練指導員	1名以上
(9)	栄養士又は管理栄養士	2名以上

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さないものについては、採用後1年以内での認知症介護基礎研修の受講を必須要件とします。

## ◎施設サービスの概要

### （1）介護保険給付サービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"><li>・栄養士の立てる献立表より、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供並びに適宜選択できるメニューを提供します。</li><li>・食事時間は以下の通りとしますが、予め連絡があった場合には衛生上又は管理上許容可能な一定時間（提供から2時間以内での）食事の取り置きにより食事時間の変更・選択をすることができます。</li><li>・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。なお、入居者の身体状況等によっては個室での食事も可能です。</li><li>・毎食後に、口腔内のケアを行います。 (食事時間) 朝食 8:00~ 昼食 12:00~ 夕食 18:00~</li></ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"><li>・入居者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行います。</li></ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"><li>・年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います。</li><li>・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li></ul>
離床	<ul style="list-style-type: none"><li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li></ul>

整容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な身体機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を個別計画的に行ないます。</li> </ul>
口腔ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当施設の介護職員に対して口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行います。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の健康状態に留意するとともに、適宜看護師による健康の把握に努めて参ります。</li> <li>入居者の重度化に伴う医療ニーズの増大に対応し看護師による24時間の連絡体制を確保し協力病院との連携を図り健康上の管理を行ないます。</li> <li>緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に引き継ぎます。</li> <li>入居者が外部の医療機関に通院する場合は、受診の援助をします。</li> <li>診察日 毎週月曜日 10:45~12:00</li> </ul>
栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師及び管理栄養士が共同して入居者ごとに栄養状態を把握し栄養計画を作成いたします。</li> <li>またその栄養計画に基づき、管理栄養士が栄養管理を行いその成果を定期的に評価します。</li> </ul>
相談及び 援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設は、入居者およびそのご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> <p>(相談窓口) 浦山昌彦 大槻敏郎</p>
理美容 サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託した外部業者で実施いたします。</li> </ul>
社会生活 上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> <li>主な娯楽設備 テレビ、大型スクリーンとプロジェクター、音響設備</li> <li>行政機関に対する手続きが必要な場合には、入居者及びご家族の状況によっては、代わりに行ないます。(代行申請)</li> </ul>
買い物 代行	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の買物代行サービスを可能な限り行っていきます。</li> </ul>

◎料金

(1) 施設利用料（介護保険適用費目）

要介護度区分	1日あたりの自己負担分		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	670円	1,340円	2,010円
要介護度2	740円	1,480円	2,220円
要介護度3	815円	1,630円	2,445円
要介護度4	886円	1,772円	2,658円
要介護度5	955円	1,910円	2,865円

(2) 加算一覧

加算	対象	1割負担	2割負担	3割負担
1) 初期加算 ※2 注) 入居した日から30日間及び30日を超える 入院後再入居した日から30日間	1日	30円	60円	90円
2) 安全対策体制加算 ※1	1回	20円	40円	60円
3) 日常生活継続支援加算（II）※1	1日	46円	92円	138円
4) サービス提供体制強化加算（II）※1	1日	18円	36円	54円
5) 夜勤職員配置加算（IV）口 ※1	1日	21円	42円	63円
6) 看護体制加算（I）口 ※1	1日	4円	8円	12円
7) 口腔衛生管理加算（II）※1	1月	110円	220円	330円
8) 科学的介護推進体制加算（II）※1	1月	50円	100円	150円
9) 経口移行加算 ※2	1日	28円	56円	84円
10) 経口維持加算（I）※2	1月	400円	800円	1,200円
11) 経口維持加算（II）※2	1月	100円	200円	300円
12) 褥瘡マネジメント加算（I）※2	1月	3円	6円	9円
13) 褥瘡マネジメント加算（II）※2	1月	13円	26円	39円
14) 個別機能訓練加算（I）※1	1日	12円	24円	36円
15) 個別機能訓練加算（II）※1	1月	20円	40円	60円
16) 個別機能訓練加算（III）※1	1月	20円	40円	60円
17) 療養食加算 ※2	1食	6円	12円	18円
18) 看取り介護加算 ※2 死亡日 前日～前々日 4日前～30日前 31日前～45日前	1日 1日 1日 1日	1,280円 680円 144円 72円	2,560円 1,360円 288円 144円	3,840円 2,040円 432円 216円
19) 外泊時費用 ※2 注) 入院日翌日より6日～12日間	1日	246円	492円	738円
20) 再入所時栄養連携加算 ※2	1回	200円	400円	600円
21) 栄養マネジメント強化加算 ※1	1日	11円	22円	33円
22) 協力医療機関連携加 ※1 (R7.3.31まで) (R7.4.1から)	1月	100円 50円	200円 100円	300円 150円
23) 介護職員処遇改善加算（I）	1月	基本部分と加算部分の合計 × 14.0%		

※1…職員配置や体制により算定項目が変動する加算となります

※2…該当者のみの算定となります

### (3) その他の料金（介護保険適用外費目）

①食費 食費を1日あたり、1,550円支払うものとします。

注1) 食事につきましては、医師の指示に基づくカロリー値での提供となりますので提供回数ではなく、1日単位1,550円での請求となります。

注2) 介護保険負担限度額の認定を受けている入居者は各負担限度額となります。

②おやつ代 一日あたり 100円

③居住費 個室 一日あたり 2,080円

注3) 介護保険負担限度額の認定を受けている入居者は各負担限度額となります。

注4) 入院した場合においても居住費は発生いたします。

④理美容費 実 費

⑤電気機器使用料（1ヵ月あたり20日以上使用する場合）

テレビ24型未満 一月につき 100円

テレビ24型以上 一月につき 200円

冷蔵庫 一月につき 500円

電気毛布 一月につき 100円

加湿器（レンタル代） 一月につき 300円

加湿器（電気代・加熱式） 一月につき 1,300円

〃（電気代・気化式） 一月につき 200円

⑥ 預り金管理費 一月につき 1,500円

### (4) 居住費・食費の軽減制度（介護保険負担限度額の認定）について

・生活保護受給者及び世帯全員が市町村民税非課税世帯である老齢福祉年金受給者の方は、1段階で該当の場合、食費：300円、居住費：880円

・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80.9万円以下の方は2段階で該当の場合、食費：390円、居住費：880円。

・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額80.9万円を超えて120万円以下の方は3段階①で該当の場合、食費：650円、居住費：1,370円。

・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額120万円を超えている方は第3段階②で該当の場合、食費：1,360円、居住費：1,370円。

※上記区分に該当になられた方は、負担は各負担限度額でのお支払いとなります。

事業者側は基準費用額（居住費：2066円 食費：1445円）と負担限度額の差額を補足給付という形で介護保険から収入とさせていただいております。

## (5) 支払方法

- ・毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払下さい。  
領収書を発行します。
- ・お支払方法は、原則として口座引き落とし・銀行振込の中から契約の際に選べます。  
但し例外として窓口支払いもあります。

## (6) 高額介護サービス費の上限額（世帯合計）について

- |   |              |
|---|--------------|
| ・課税所得690万円（年収約1,160万円）以上                | 140,100円（世帯） |
| ・課税所得380万円（年収約770万円）～690万円未満            | 93,000円（世帯）  |
| ・市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満          | 44,400円（世帯）  |
| ・世帯の全員が市町村民税非課税                         | 24,600円（世帯）  |
| ・前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が80.9万円以下の方等 | 24,600円（世帯）  |
|   | 15,000円（個人）  |
| ・生活保護を受給されている方                          | 15,000円（世帯）  |

## (7) 代行申請について

- ・高額介護サービス費支給及び重度心身障害者医療費給付申請他について、希望があれば当施設において代行申請を実施いたします。

## (8) 償還払いの規定

以下の各号に該当する場合は、入居者が介護保険サービスの費用の全額を一旦支払い、後日、市町村から給付分の払い戻しを受ける償還払いの規定が適用されます。

- (1) 認定申請前にやむを得ずサービスを受けたとき
- (2) ケアプランを作成せず介護サービスを利用したとき
- (3) 保険料滞納により支払方法が変更されたとき
- (4) 高額介護サービス費

## ◎事故発生時の対応

- ・利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者および身元引受人、（重大事故の場合には市町村、福島県）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- ・サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

- ・利用者の所有物品を紛失したと認定した場合には、原則同等類似品をもってその損害を賠償します。

#### ◎非常災害の対応

- ・スプリンクラー、自動火災報知機等の設備。
- ・非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防災害等の防災計画を立案、職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として月1回は実施します。そのうち年1回以上は総合避難訓練を実施します。

#### ◎当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	当施設の指定する時間にて、面会を行っていただけます。
外泊・外出	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員にお申し出ください。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	所定の喫煙場所にて可能といたします。
迷惑行為等	騒音等他の入居者に迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮願います。
ペット	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
寝具・備品等 の持ち込み	あらかじめ職員にご相談下さい。

#### ◎協力医療機関

医療機関の名称	なかのクリニック
院長名	中野 新一
所在地	伊達市保原町字城の内73-1
電話番号	024-575-2246
診療科	内科等4科
入院設備	無
救急指定の有無	無
契約の概要	協力医療機関の委託契約

医療機関の名称	北福島医療センター
院長名	松本 進
所在地	伊達市伊達町箱崎東23-1
電話番号	024-551-0551
診療科	内科・外科・消化器科・循環器科・婦人科・整形外科・眼科・麻酔科・放射線科・リハビリテーション科・神経内科・皮膚科・心臓血管外科・歯科口腔外科
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	協力医療機関の委託契約

医療機関の名称	福島松ヶ丘病院
院長名	山本 俊昭
所在地	伊達市保原町大字上保原字羽山1
電話番号	024-575-2291
診療科	内科、精神科、神経科
入院設備	有
救急指定の有無	無
契約の概要	協力医療機関の委託契約

医療機関の名称	オーラルステーション デンタルクリニック
院長名	山田 満憲
所在地	伊達市保原町泉町90-29
電話番号	024-576-2393
診療科	歯科
契約の概要	協力医療機関の委託契約

## ◎第三者評価の実施状況

- ・実施の有無 有
- ・実施年月日 令和7年2月17日及び2月18日
- ・実施評価機関 NPO法人 福島県福祉サービス振興会
- ・評価結果の開示状況
  - イ 福島県ホームページ
  - ロ 独立行政法人福祉医療機構ホームページ
  - ハ 施設窓口閲覧

特別養護老人ホーム エルピスやぶき

# 特別養護老人ホーム エルピスやぶき 入居契約書

\_\_\_\_\_様(以下「入居者」という。)と社会福祉法人篤心会(以下「事業者」という。)は、事業者が入居者に対して行うエルピスやぶき入居介護サービスについて、次のとおりに契約します。

## 第1条(契約の目的)

事業者は、入居者に対し介護保険法令の趣旨に従って、介護老人福祉施設サービスを提供し、入居者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から入居者の要介護認定の有効期限満了日までとします。
- 2 契約満了日の10日前までに、入居者または身元引受人から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、入居者が要介護認定の更新で要介護者(要介護1～要介護5)と認定された場合、契約は更新されるものとします。

## 第3条(施設サービス計画)

事業者は次の各号に定める事項を、施設サービス計画担当の介護支援専門員に行わせます。

- 1 解決すべき課題を適切な方法により把握し、入居者の意向を踏まえた上で、目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成する。
- 2 施設サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて施設サービス計画を変更する。
- 3 施設サービス計画の作成および変更に際しては、その内容を入居者および身元引受人に説明する。

## 第4条(介護老人福祉施設サービスの内容)

- 1 事業者は、福祉サービス計画に沿って入居者に対し居室、食事、介護、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供する。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、入居者の希望、状態等に応じて適切なサービスを提供する。
- 2 入居者が利用できるサービスの種類は【別紙(重要事項)】のとおりとする。事業者は、【別紙(重要事項)】に定めた内容について、入居者および身元引受人に説明する。

## 第5条（要介護認定の申請に係る援助）

- 事業者は、入居者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう入居者を援助する。
- 事業者は、入居者が希望する場合は要介護認定の申請を入居者に代わって行う。

## 第6条（サービスの提供の記録）

- 事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後、5年間保管する。
- 入居者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、面会時間内にサービス提供記録を閲覧できる。
- 入居者または身元引受人及び、これらの方から許可を受けた家族等は、当該入居者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができる。

## 第7条（料金）

- 入居者または身元引受人は、サービスの対価として【別紙（重要事項）】に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う。
- 事業者は、当月の料金を請求書にて作成し、入居者または身元引受人に通知する。
- 入居者または身元引受人は、当月の請求額を口座引き落しについては、翌月25日、銀行振込・窓口支払いについては、翌月末日までに支払う。
- 事業者は、料金の支払いを受けたときは、領収書を発行する。

## 第8条（料金の変更）

- 事業者は、入居者または身元引受人に対して、1ヶ月前までに【別紙（重要事項）】で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができる。ただし、介護保険改正による場合はやむを得ず1ヶ月に満たない場合もある。
- 入居者および身元引受人および連帯保証人は料金の変更を承諾する場合、事業所の作成した【別紙（重要事項）】を差し替え、保管することとする。

## 第9条（契約の開始・終了）

### 1 契約の開始

入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

- 入居者または身元引受人は次の事由に該当する場合、事業者に対して7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができる。
  - 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
  - 事業者が守秘義務に反した場合。
  - 事業者が入居者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
  - 事業者が破産した場合。

3 次の事由に該当した場合、事業者は、入居者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

(1) 利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。

(2) 入居者が、病院等に入院し3ヶ月以内に退院ができる見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

(3) 入居者が、事業者や職員または他の入居者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

4 入居者が、要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了する。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。

(1) 入居者がほかの介護保険施設に入居した場合。

(2) 入居者が死亡した場合。

6 次の事由に該当する場合、事業所は書面で通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 入居者または身元引受人及び連帯保証人ないし家族、その他関係者が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業所に求め、事業所の再三の申し入れにも係わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達成することが著しく困難な場合。

(2) 入居者または身元引受人及び連帯保証人ないし家族、その他関係者が、故意もしくは重大な過失により事業者もしくはサービス提供者に対して、身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、本契約を継続することが著しく困難な場合。

## 第10条（身元引受人）

1 入居者は、あらかじめ他の親族の合意を得た上で本契約に身元引受人1名を定めるものとする。事業者は、身元引受人を親族代表者として扱うこととする。

2 入居者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合、あるいは後見開始、保佐開始又は補助開始審判を受けた場合、新たに身元引受人を定めるものとする。

3 身元引受人は、第11条の連帯保証人を立てられない場合において、この契約に基づく入居者の事業者に対する一切の責務につき、入居者と連帯して責任を負うものとする。また併せて、第11条第3項を適用するものとする。

4 事業者は、身元引受人を親族代表として扱い、入居者に関することについて相談・説明をするものとする。事業者は身元引受人が了承したものについては、他の親族の総意を得たものとして扱う。

- 5 事業者は、身元引受人と他の親族の意見が異なり、そのため事業者の業務遂行に支障が生ずるおそれがある時は、身元引受人の意見を尊重するものとする。
- 6 身元引受人は、前項の責任のほか次の各号の責任を負うものとする。
  - (1) 入居者が、疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力する。
  - (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して入居者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努める。
  - (3) 入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置。
  - (4) 入居者に係る緊急時の連絡先となる。

#### 第11条（連帯保証人）

- 1 事業者は、入居者に対し連帯保証人を求めるこことする。ただし、社会通念上入居者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく入居者の事業者に対する一切の債務につき、身元引受人とともに責任を負うものとする。
- 3 連帯保証人の負担は、極度額78万円を限度とする。

#### 第12条（退居時の援助）

事業者は、契約が終了し退居する際には、入居者および身元引受人の希望、入居者が退居後に置かれることになる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行う。

#### 第13条（個人情報の保護）

- 1 事業者および職員は、サービス提供をする上で知り得た、入居者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らさない。契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、職員の退職後も業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、入居者又は身元引受人から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、個人情報を提供しない。

#### 第14条（施設利用のリスク）

入居者または身元引受人は、施設利用に際して加齢とともに骨折等の可能性が高まるという事を理解の上で当施設を利用する。

## 第15条（事故発生時の対応および賠償責任）

- 事業者は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者及び身元引受人、（重大事故の場合には市町村、福島県）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 事業者は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 事業者は、サービスの提供に伴い、入居者に対し事業者の責めに帰すべき事由により生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、その損害を賠償する。
- 居室又は備品等について、入居者による故意または重大な過失により通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、入居者または身元引受人ならびに連帯保証人はその費用を負担する。

## 第16条（緊急時の対応）

- 事業者は主治医に連絡をとり、入居者が専門的な医療機関での受診が必要と認めた場合、又は思いがけない事態（内科的急変、転倒等による骨折・受傷）を生じた場合は、協力医療機関に受診する。
- 前項の状況になったとき事業者は入居者に説明し、かつ身元引受人または緊急時連絡先に對し早急に連絡する。連絡がつかなかった場合は事後に至ることもある。
- 前2項にかかわらず、心身が急変し、緊急の処置が必要と判断した場合、人命優先で直ちに協力医療機関に搬送し、その後身元引受人に連絡する。

## 第17条（相談・苦情対応）

事業者は、入居者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者からの相談・苦情等に対応する窓口（別紙参照）を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

## 第18条（本契約に定めのない事項）

- 事業者および入居者または身元引受人ならびに連帯保証人は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、事業者および入居者、並びに身元引受人は誠意を持って協議のうえ定める。

## 第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となった場合、事業者および入居者ならびに身元引受人は入居者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする。

## 第20条（身体の拘束等）

事業者は、原則として入居者に対し身体拘束を行わない。但し、事業所の「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、緊急時やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

## 第21条（虐待の防止）

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催。
- (2) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。
- (3) 従業員への委員会結果の周知。
- (4) 虐待の防止のための指針の整備。
- (5) 年2回、研修の実施。

## 第22条（感染症の予防及びまん延の防止）

施設において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催。
- (2) 従業員への委員会結果の周知。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- (4) 研修・訓練(シュミレーション)の実施。

## 第23条（業務継続計画）

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画（B C P）を策定し、当該業務継続計画に従い、以下の通りに必要な措置を講じるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定、および定期的な計画の見直し。
- (2) 従業員への業務継続計画の周知。
- (3) 研修・訓練（シュミレーション）の実施。

## 第24条（入院ベッドの活用）

入院中の空きベッドは、入院者及び身元引受人の同意を得た上で、ショートステイのベッドとして利用できるものとする。

上記の契約を証するため本書3通を作成し、事業者、身元引受人、連帯保証人が署名押印のうえ各自1通を保有する。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 篤心会  
〈住所〉 須賀川市和田字沓掛48番1  
〈代表者名〉 理事長 津田 達徳

(印)

入居者

〈住所〉  
〈氏名〉

(印)

身元引受人

〈住所〉  
〈氏名〉

(印)

連帯保証人

〈住所〉  
〈氏名〉

(印)

【本契約書第7条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏名	(続柄 )		
住所			
電話番号			
お支払い方法	口座引き落とし	・	銀行振込
	・	窓口支払い	

## 別紙（重要事項）

## ◎相談、要望、苦情等の窓口

入居に関する相談、要望、苦情等はサービス責任者が下記窓口までお申し出下さい。

## 電話番号

- ・苦情解決責任者 施設長 福岡 義晴
- ・苦情受付担当者 生活相談員 高野 正樹
- ・苦情解決第三者委員

矢吹町民生児童委員協議会副会長 小針 よしえ 様 電話 0248-42-2178

矢吹町民生児童委員協議会副会長 泉川 和彦 様 電話 0248-45-2221

## 行政の問い合わせ先 市町村の介護保険担当課

福島県運営適正化委員会（024-523-2943）

国保連介護福祉課苦情相談窓口（024-528-0040）

## ◎虐待防止の窓口

- ・虐待防止責任者 施設長 福岡 義晴
- ・虐待防止担当者 生活相談員 高野 正樹

## 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48-1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

## 2 事業所

施設の名称	特別養護老人ホーム エルピスやぶき
施設の所在地	西白河郡矢吹町一本木140-1
施設長名	福岡 義晴
電話番号	0248-21-5552
FAX番号	0248-44-3600
介護保険指定番号	福島県 0772801072号

### 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	老人福祉法の理念と介護保険法の趣旨に基づき、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
施設運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇入居者の人権・人格を尊重し、家庭的な雰囲気の中で、安全で快適なその人らしい生活を送っていただくよう支援します。</li> <li>◇入居者の自立した日常生活を支援するとともに、入居者の多様なニーズにも対応できる質のよいサービスを提供します。</li> <li>◇地域社会の拠点として、家族、地域社会との連携を図りながら福祉の向上に努め、地域社会に貢献します。</li> </ul>

### 4 施設の概要

特別養護老人ホーム エルピスやぶき

敷 地	7, 299.71 m <sup>2</sup>
建物	構造 鉄筋コンクリート造 3階建て
	延べ床面積 4, 877.29 m <sup>2</sup> (ショート含む)
	利用定員 80名

#### (1) 居室

部屋の種類	室 数	面 積
1人部屋	80室	11.11 m <sup>2</sup> ～12.09 m <sup>2</sup>

#### (2) 主な設備

施設の種類	室 数	面 積
共同生活室	8室	32.509 m <sup>2</sup>
浴室（個室）	4室	8.443 m <sup>2</sup>
地域交流スペース	1室	129.183 m <sup>2</sup>
機械浴室	1室	35.801 m <sup>2</sup>

## 5 職員の配置

(1)	施設長	1名
(2)	医師（嘱託）	1名以上
(3)	事務員	適当数
(4)	生活相談員	1名以上
(5)	介護職員	27名以上
(6)	看護職員	3名以上
(7)	介護支援専門員	1名以上
(8)	機能訓練指導員	1名以上
(9)	栄養士又は管理栄養士	1名以上
(10)	調理員	適当数
(11)	介護助手	適当数

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さないものについては、採用後1年以内での認知症介護基礎研修の受講を必須要件とします。

## 6 施設サービスの概要

### （1）介護保険給付サービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"><li>・栄養士のたてる献立表より、栄養と入居者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li><li>・食事は、できるだけ離床して食堂で食べて頂けるよう配慮します。なお、入居者の身体状況等によっては個室での食事も可能です。</li><li>・毎食後に、口腔内のケアを行います。</li><li>・食事時間は下記にて提供しますが。予め連絡があった場合には、衛生上または管理上許容可能な一定期間（2時間以内）食事の取り置きにより食事時間を変更・選択することができます。 (食事時間) 朝食 8:00~ 昼食 12:00~ 夕食 18:00~</li></ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"><li>・入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li></ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"><li>・年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います。</li><li>・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li></ul>

機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。</li> </ul>
離床、整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> </ul>
口腔ケアの管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行います。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の健康状態に留意するとともに、適宜看護師による健康の把握に努めて参ります。</li> <li>毎月協力医療機関の医師により診察を受けることができます。</li> <li>入居者の重度化等に伴う医療ニーズの増大に対応し、看護師による24時間の連絡体制を確保し協力病院との連携を図り健康上の管理を行います。</li> <li>精神科医により定期的（月2回）な療養指導を行います。</li> <li>緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任もって引き継ぎます。</li> <li>入居者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。</li> </ul>
栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理栄養士が入居者ごとに栄養状態を把握し、適宜医師へ相談し多職種共同にて栄養計画を作成する。管理栄養士が栄養管理を行いその成果を定期的に評価して行きます。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設は、入居者およびそのご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> <p>(相談窓口) 生活相談員及び介護支援専門員</p>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> </ul>
施設サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者のニーズに対応するために、職員全員が統一した目標をもち、サービスを提供するための計画を作成します。</li> </ul>

## (2) 介護保険給付外サービス

種類	内容
理容・美容	・施設で契約している訪問理美容サービスをご利用できます。
買い物代行	・入居者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の買い物代行サービスを可能な限り、行っていきます。

## 7 料金

### (1) 施設利用料（介護保険適用費目）

要介護度区分	1日あたりの自己負担分		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	670円	1,340円	2,010円
要介護度2	740円	1,480円	2,220円
要介護度3	815円	1,630円	2,445円
要介護度4	886円	1,772円	2,658円
要介護度5	955円	1,910円	2,865円

①初期加算料（注）入居した日から30日間及び30日を超える入院後再入居した日から30日間  
一日あたり（1割負担 30円、2割負担 60円、3割負担 90円）

②外泊時費用（入院翌日より6日間、月をまたがる場合最大で12日間）

一日あたり（1割負担 246円、2割負担 492円、3割負担 738円）

③日常生活継続支援加算（II）

一日あたり（1割負担 46円、2割負担 92円、3割負担 138円）

④サービス提供体制強化加算（II）

一日あたり（1割負担 18円、2割負担 36円、3割負担 54円）

⑤看護体制加算（I）

一日あたり（1割負担 4円、2割負担 8円、3割負担 12円）

⑥看護体制加算（II）

一日あたり（1割負担 8円、2割負担 16円、3割負担 24円）

⑦夜勤職員配置加算（II）

一日あたり（1割負担 18円、2割負担 36円、3割負担 54円）

⑧夜勤職員配置加算（IV）

一日あたり（1割負担 21円、2割負担 42円、3割負担 63円）

⑨個別機能訓練加算（I）

一日あたり（1割負担 12円、2割負担 24円、3割負担 36円）

⑩個別機能訓練加算（II）

一日あたり（1割負担 20円、2割負担 40円、3割負担 60円）

⑪精神科医療養指導加算

一日あたり（1割負担 5円、2割負担 10円、3割負担 15円）

⑫口腔衛生管理加算I

一月につき（1割負担 90円、2割負担 180円、3割負担 270円）

⑬口腔衛生管理加算II

一月につき（1割負担 110円、2割負担 220円、3割負担 330円）

⑭経口移行加算（該当者のみ180日を限度）

一日あたり（1割負担 28円、2割負担 56円、3割負担 84円）

⑮経口維持加算（I）（該当者のみ）

一月につき（1割負担 400円、2割負担 800円、3割負担 1,200円）

⑯経口維持加算（II）（該当者のみ）

一月につき（1割負担 100円、2割負担 200円、3割負担 300円）

⑰療養食加算（該当者のみ）

一食あたり（1割負担 6円、2割負担 12円、3割負担 18円）

⑱特別通院送迎加算（該当者のみ）

一月につき（1割負担 594円、2割負担 1,188円、3割負担 1,782円）

⑲看取り介護加算（I）（該当者のみ）

死亡日当日

一日あたり（1割負担 1,280円、2割負担 2,560円、3割負担 3,840円）

死亡日の前日及び前々日

一日あたり（1割負担 680円、2割負担 1,360円、3割負担 2,040円）

死亡日以前3日前～4日前

一日あたり（1割負担 144円、2割負担 288円、3割負担 432円）

死亡日以前4日前～3日前

一日あたり（1割負担 72円、2割負担 144円、3割負担 216円）

⑳褥瘡マネジメント加算（I）

一月につき（1割負担 3円、2割負担 6円、3割負担 9円）

㉑褥瘡マネジメント加算（II）

一月につき（1割負担 13円、2割負担 26円、3割負担 39円）

㉒排せつ支援加算（I）

一月につき（1割負担 10円、2割負担 20円、3割負担 30円）

②③排せつ支援加算（Ⅱ）

一月につき（1割負担 15円、2割負担 30円、3割負担 45円）

④⑤排せつ支援加算（Ⅲ）

一月につき（1割負担 20円、2割負担 40円、3割負担 60円）

⑥再入所時栄養連携加算（該当者のみ）

一回限り（1割負担 200円、2割負担 400円、3割負担 600円）

⑦⑧科学的介護推進体制加算（Ⅰ）

一月につき（1割負担 40円、2割負担 80円、3割負担 120円）

⑨⑩科学的介護推進体制加算（Ⅱ）

一月につき（1割負担 50円、2割負担 100円、3割負担 150円）

⑪⑫ADL維持等加算（Ⅰ）

一月につき（1割負担 30円、2割負担 60円、3割負担 90円）

⑬⑭ADL維持等加算（Ⅱ）

一月につき（1割負担 60円、2割負担 120円、3割負担 180円）

⑮⑯生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

一月につき（1割負担 100円、2割負担 200円、3割負担 300円）

⑰⑱生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

一月につき（1割負担 10円、2割負担 20円、3割負担 30円）

⑲協力医療機関連携加算

令和7年3月31日まで

一月につき（1割負担 100円、2割負担 200円、3割負担 300円）

令和7年4月1日以降

一月につき（1割負担 50円、2割負担 100円、3割負担 150円）

⑳⑳安全対策体制加算

一回（入居時に）（1割負担 20円、2割負担 40円、3割負担 60円）

㉑㉒介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 一日あたり 所定単位数に14.0%を乗じた金額

（2）その他の料金（介護保険適用外費目）

①食 費	朝食 500円	昼食 540円	夕食 540円
	(一日あたり 1,580円)		

注1） 食事につきましては、医師の指示に基づくカロリー値での提供となりますので提供回数ではなく、1日単位1,580円での請求となります。

利用者様の状態に応じて栄養剤の値段が1,580円を超えてしまう状況になる場合は、差額分をご請求させていただくことがあります。

注2）介護保険負担限度額の認定を受けている入居者は各負担限度額となります。

②おやつ代	一日あたり	100円
③居住費	個室	一日あたり 2,080円
注3) 介護保険負担限度額の認定を受けている入居者は各負担限度額となります。		
注4) 入院した場合においても居住費は発生いたします。		
④理美容費		実 費
⑤電気機器使用料 (1ヵ月あたり20日以上使用する場合)		
テレビ24型未満	一月につき	100円
テレビ24型以上	一月につき	200円
冷蔵庫	一月につき	500円
電気毛布	一月につき	100円
加湿器 (レンタル代)	一月につき	300円
加湿器 (電気代)	一月につき	1,300円

### (3) 居住費・食費の軽減制度 (介護保険負担限度額の認定) について

- ・生活保護受給者及び世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者の方は、  
1段階で該当の場合、食費：300円、居住費：880円。
  - ・所得区分等において、世帯全員が住民税非課税で、年金収入等が年額80万円以下の方は  
第2段階で該当の場合、食費：390円、居住費：880円。
  - ・所得区分等において、世帯全員が住民税非課税で、年金収入等が年額80万円を超えて  
120万円以下の方は第3段階①で該当の場合、食費：650円、居住費：1,370円。
  - ・所得区分等において、世帯全員が住民税非課税で、年金収入等が年額120万円を超えて  
いる方は第3段階②で該当の場合、食費：1,360円、居住費：1,370円。
- ※上記区分に該当になられた方は、負担は各負担限度額でのお支払いとなります。
- 施設側は基準費用額 (居住費：2,066円・食費：1,455円) と負担限度額の差額を  
補足給付という形で介護保険から収入とさせていただいております。

### (4) 高額介護サービス費の負担上限額について

- ・課税所得690万円 (年収約1,160万円) 以上 140,100円 (世帯)
  - ・課税所得380万円 (年収約770万円) ~690万円  
(年収約1,160万円) 未満 93,000円 (世帯)
  - ・市町村民税課税~課税所得380万円 (年収約770万円) 未満 44,400円 (世帯)
  - ・世帯の全員が市町村民税非課税 24,600円 (世帯)
- 前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が
- 80万円以下の方等 24,600円 (世帯)
  - 15,000円 (個人)
  - ・生活保護を受給している方等 15,000円 (世帯)

## 8 代行申請について

高額介護サービス費支給及び重度心身障害者医療費給付申請他について、ご家族からの希望があれば当施設において代行申請を実施いたします。

## 9 償還払いの規定

以下の各号に該当する場合は、入居者が介護保険サービスの費用の全額をいったん支払い、あとで市町村から給付分の払い戻しを受ける償還払いの規定が適用されます。

- ① 認定申請前にやむを得ずサービスを受けたとき
- ② ケアプランを作成せず介護サービスを利用したとき
- ③ 保険料滞納により支払方法が変更されたとき
- ④ 高額介護サービス費

## 10 非常災害の対応

- ・スプリンクラー、自動火災報知機等の設備があり、また、隨時、避難訓練を行い適切に対応いたします。
  - ・非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防災害等の防災計画をたて、職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも月1回は実施します。
- また、年1回以上は総合避難訓練を実施します。

## 11 提供するサービスの第三者評価の実施状況

- ・実施の有無 有
- ・実施年月日 令和7年2月26日及び27日
- ・実施評価機関 NPO法人福島県福祉サービス振興会
- ・評価結果の開示状況 独立行政法人福祉医療機構（ワムネット）

## 1 2 当施設ご利用の際に留意いただく事項

面会	面会可能な時間帯は、14時～17時となっています。 詳細は施設へお問合せ下さい。
外泊・外出	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出て下さい。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	施設内は全面禁煙となります。
迷惑行為等	騒音等他の入居者に迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
ペット	許可なく施設内へのペットの持ち込みをお断りします。 施設の敷地内及び施設内でのペットの飼育を禁止します。
寝具・備品等 の持ち込み	あらかじめ職員にご相談下さい。

## 1 3 協力医療機関

医療機関の名称	須賀川病院
院長名	津田晃洋
所在地	須賀川市丸田町17
電話番号	0248-75-2211
診療科	内科、整形外科等13科目
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と医療嘱託及び協力医療機関の契約

医療機関の名称	モアナ歯科医院
院長名	中野寛之
所在地	西白河郡矢吹町中町230
電話番号	0248-42-4363
契約の概要	当施設と協力医療機関の契約

# 特別養護老人ホームエルビス森宿

## 別紙（重要事項）

## ◎相談、要望、苦情等の窓口

入居に関する相談、要望、苦情等はサービス責任者が下記窓口までお申し出下さい。

電話番号	0248-94-2220
・苦情解決責任者	施設長 鳴原 充純
・苦情受付担当者	生活相談員 橋本 忠幸 介護支援専門員 福岡 克子 高橋 菊美
・苦情解決第三者委員	野川 真伸 (090-2983-1333) 五十嵐 次弥 (090-3681-0885)
・行政の問い合わせ先	須賀川市役所 (0248-88-8117) 福島県運営適正化委員会 (024-523-2943) 国保連介護福祉課苦情相談窓口 (024-528-0040)

## ◎虐待防止の窓口

・虐待防止責任者	施設長 鳴原 充純
・虐待防止担当者	生活相談員 橋本 忠幸

## ◎サービスの内容

## (1) 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

## (2) 事業所

施設の名称	特別養護老人ホーム エルビス森宿
施設の所在地	須賀川市森宿ウツロ田38-1
施設長名	鳴原 充純
電話番号	0248-94-2220
FAX番号	0248-75-5566

◎事業の目的と運営の方針

事業の目的	老人福祉法の理念と介護保険法の趣旨に基づき、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
施設運営の方針	<p>◇入居者の人権・人格を尊重し、家庭的な雰囲気の中で、安全で快適なその人らしい生活を送っていただくよう支援します。</p> <p>◇入居者の自立した日常生活を支援するとともに、入居者の多様なニーズにも対応できる質のよいサービスを提供します。</p> <p>◇地域社会の拠点として、家族、地域社会との連携を図りながら福祉の向上に努め、地域社会に貢献します。</p>

◎施設の概要

特別養護老人ホーム

敷 地	1 0 , 0 2 7 . 0 8 m <sup>2</sup>	
建物	構造	RC 造 2階建て
	延べ床面積	4,335.54 m <sup>2</sup>
	利用定員	100名

(1) 居室

部屋の種類	室 数	面 積
1人部屋	98室	12.608 m <sup>2</sup> ～12.757 m <sup>2</sup>
特別個室	2室	26.738 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

施設の種類	室 数	面 積
共同生活室	10室	48.087 m <sup>2</sup>
ワーカー室	5室	66.45～1.1619 m <sup>2</sup>
トイレ	23室	2.101～8.735 m <sup>2</sup>
一般浴室	1室	9.825 m <sup>2</sup>
特別浴室	特殊浴槽 2槽	31.352 m <sup>2</sup>
医務室	1室	18.551 m <sup>2</sup>
理美容室	1室	14.973 m <sup>2</sup>

## ◎職員の配置

(1)	施設長	1名
(2)	医師（非常勤）	3名
(3)	事務員	1名以上
(4)	生活相談員	1名以上
(5)	介護職員	30名以上
(6)	看護職員	6名以上
(7)	介護支援専門員	1名以上
(8)	機能訓練指導員	1名以上
(9)	栄養士又は管理栄養士	2名以上

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さないものについては、採用後1年以内での認知症介護基礎研修の受講を必須要件とします。

## ◎施設サービスの概要

### （1）介護保険給付サービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"><li>・栄養士の立てる献立表より、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供並びに適宜選択できるメニューを提供します。</li><li>・食事時間は以下の通りとしますが、予め連絡があった場合には衛生上又は管理上許容可能な一定時間（提供から2時間以内での）食事の取り置きによる食事時間の変更・選択をすることができます。</li><li>・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。なお、入居者の身体状況等によっては個室での食事も可能です。</li><li>・毎食後に、口腔内のケアを行います。 (食事時間) 朝食 7:30~ 昼食 11:30~ 夕食 17:30~</li></ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"><li>・入居者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行います。</li></ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"><li>・年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います。</li><li>・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li></ul>
離床	<ul style="list-style-type: none"><li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li></ul>
整容	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li></ul>

機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の心身の状況等に応じて、必要な機能訓練を個別計画的に行います。</li> </ul>
口腔ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当施設の介護職員に対して口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行います。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の健康状態に留意するとともに、適宜看護師による健康の把握に努めて参ります。</li> <li>・入居者の重度化に伴う医療ニーズの増大に対応し看護師による24時間の連絡体制を確保し協力病院との連携を図り健康上の管理を行ないます。</li> <li>・緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に引き継ぎます。</li> <li>・入居者が外部の医療機関に通院する場合は、受診の援助をします。</li> </ul>
栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師及び管理栄養士が共同して入居者ごとに栄養状態を把握し栄養計画を作成いたします。</li> <li>またその栄養計画に基づき、管理栄養士が栄養管理を行いその成果を定期的に評価します。</li> </ul>
相談及び 援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、入居者およびそのご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> <p>(相談窓口) 橋本 忠幸 福岡 克子 高橋 菊美</p>
理美容 サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託した外部業者で実施いたします。</li> </ul>
社会生活 上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> <li>・主な娯楽設備 テレビ、大型スクリーンとプロジェクター、音響設備</li> <li>・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入居者、ご家族の状況によっては、代わりに行ないます。(代行申請)</li> </ul>
買 い 物 代 行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の買物代行サービスを可能な限り、行っていきます。</li> </ul>

◎料金

(1) 施設利用料（介護保険適用費目）

要介護度区分	1日あたりの自己負担分		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護度 1	670円	1,340円	2,010円
要介護度 2	740円	1,480円	2,220円
要介護度 3	815円	1,630円	2,445円
要介護度 4	886円	1,772円	2,658円
要介護度 5	955円	1,910円	2,865円

(2) 加算一覧

加算名	対象	1割負担	2割負担	3割負担
① 日常生活継続支援加算（II）	1日毎	46円	92円	138円
② サービス提供体制加算（II）	1日毎	18円	36円	54円
③ 看護体制加算（I）	1日毎	4円	8円	12円
④ 看護体制加算（II）	1日毎	8円	16円	24円
⑤ 夜勤職員配置加算（IV）	1日毎	21円	42円	63円
⑥ 個別機能訓練加算（I）	1日毎	12円	24円	36円
⑦ 個別機能訓練加算（II）	1ヶ月	20円	40円	60円
⑧ 精神科医療養指導加算	1日毎	5円	10円	15円
⑨ 協力医療機関連携加算	1ヶ月毎	50円	100円	150円
⑩ 外泊時費用（1月に6日以内）	1日毎	246円	492円	738円
⑪ 外泊時在家サービス利用費用（1月に6日以内）	1日毎	560円	1,120円	1,680円
⑫ 初期加算（30日以内）	1日毎	30円	30円	30円
⑬ 退所時栄養情報連携加算（1月につき1回限度）	1回	70円	140円	210円
⑭ 再入所時栄養連携加算	1回のみ	200円	400円	600円
⑮ 栄養マネジメント強化加算	1日毎	11円	22円	33円
⑯ 経口移行加算	1日毎	28円	56円	84円
⑰ 経口維持加算（I）	1ヶ月	400円	800円	1,200円
⑱ 療養食加算（1日3回限度）	1回毎	6円	12円	18円
⑲ 特別通院送迎加算	1ヶ月	594円	1,188円	1,782円
⑳ 看取り介護加算 (死亡日から逆算) 当日 2日前～3日前 4日前～30日前 31日前～45日まで	1日毎	1,280円 680円 144円 72円	2,560円 1,360円 288円 144円	3,840円 2,040円 432円 216円
㉑ 科学的介護推進体制加算Ⅱ	1ヶ月	50円	100円	150円
㉒ 安全対策体制加算（初月のみ）	1回	20円	40円	60円
㉓ 介護職員等処遇改善加算（I）	1ヶ月毎	基本部分と加算部分の合計 × 14.0%		

※ ②を加算していますが、体制により①の加算となります。③～⑨・⑯・㉑・㉒は加算となります。⑩～⑭、⑯～㉑、㉑・㉒の加算はすべてを算定するわけではなく条件により、該当する方のみが加算対象となります。

### (3) その他の料金（介護保険適用外費目）

①食 費 朝食 410円 昼食 620円 夕食 520円

注1) 経管栄養につきましては、医師の指示に基づくカロリー値での提供となりますので提供回数ではなく、1日単位1, 550円での請求となります。

注2) 介護保険負担限度額の認定を受けている入居者は各負担限度額となります。

②おやつ代 一日あたり 100円

③居住費 個室 一日あたり 2, 460円

特別個室（2室） 一日あたり 5, 460円

注3) 介護保険負担限度額の認定を受けている入居者は各負担限度額となります。

注4) 入院した場合においても居住費は発生いたします。

④理美容費 実 費

⑤電気機器使用料（1ヶ月あたり20日以上使用する場合）

テレビ24型未満 一月につき 100円

テレビ24型以上 一月につき 200円

冷蔵庫 一月につき 500円

電気毛布 一月につき 100円

加湿器（レンタル代）一月につき 1, 650円

### (4) 居住費・食費の軽減制度（介護保険負担限度額の認定）について

・生活保護受給者及び世帯全員が市町村民税である老齢福祉年金受給者の方は、

1段階で該当の場合、食費：300円、居住費：880円。

・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80万円以下の方は2段階で該当の場合、食費：390円、居住費：880円。

・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額80万円を超えて120万円以下の方は3段階①で該当の場合、食費：650円、居住費：1, 370円。

・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額120万円を超えている方は第3段階②で該当の場合、食費：1, 360円、居住費：1, 370円。

※上記区分に該当になられた方は、負担は各負担限度額でのお支払いとなります。

事業者側は基準費用額（居住費：2, 066円）と負担限度額の差額を補足給付という形で介護保険から収入とさせていただいております。

## (5) 支払方法

- ・毎月12日頃までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払下さい。  
領収書を発行します。
- ・お支払方法は、原則として口座引き落とし・銀行振込の中から契約の際に選べます。  
但し例外として窓口支払いもあります。

## (6) 高額介護サービス費の上限額（世帯合計）について

- ・課税所得690万円（年収約1,160万円）以上 140,100円（世帯）
- ・課税所得380万円（年収770万円）～690万円未満 93,000円（世帯）
- ・市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満 44,400円（世帯）
- ・世帯の全員が市民税非課税 24,600円（世帯）
- ・前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等  
24,600円（世帯）  
15,000円（個人）
- ・生活保護を受給している方等 15,000円（世帯）

## (7) 代行申請について

- ・高額介護サービス費支給及び重度心身障害者医療費給付申請他について、希望があれば当施設において代行申請を実施いたします。

## (8) 償還払いの規定

以下の各号に該当する場合は、入居者が介護保険サービスの費用の全額を一旦支払い、後日、市町村から給付分の払い戻しを受ける償還払いの規定が適用されます。

- (1) 認定申請前にやむを得ずサービスを受けたとき
- (2) ケアプランを作成せず介護サービスを利用したとき
- (3) 保険料滞納により支払方法が変更されたとき
- (4) 高額介護サービス費

## ◎事故発生時の対応

- (1) 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者の家族並びに市町村及び福島県に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、入居者に対してその損害を賠償します。
- (4) 入居者の所有物品を紛失したと認定した場合には、原則同等類似品をもってその損害を

賠償します。

◎非常災害の対応

- ・スプリンクラー、自動火災報知機等の設備。
- ・非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防災害等の防災計画を立案、職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として月1回は実施します。また年1回以上は総合避難訓練を実施します。

◎提供するサービスの第三者評価の実施状況

- ・実施の有無 無

◎当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	当施設の指定する時間にて、面会を行っていただけます。
外泊・外出	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員にお申し出ください。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	所定の喫煙場所にて可能といたします。
迷惑行為等	騒音等他の入居者に迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮願います。
ペット	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
寝具・備品等 の持ち込み	あらかじめ職員にご相談下さい。

◎協力医療機関

医療機関の名称	須賀川病院
院長名	津 田 晃 洋
所在地	須賀川市丸田町1 7
電話番号	0 2 4 8 — 7 5 — 2 2 1 1
診療科	内科、整形外科等
入院設備	有
救急指定の有無	有

医療機関の名称	佐藤歯科医院
院長名	佐 藤 裕 之
所在地	須賀川市諏訪町1 0 2
電話番号	0 2 4 8 — 7 6 — 8 1 4 3
診療科	歯科
入院設備	無
救急指定の有無	無

医療機関の名称	大野北町診療所
院長名	大 野 泰 正
所在地	石川郡石川町字古館3 5 6 — 1
電話番号	0 2 4 7 — 2 6 — 2 6 1 5
診療科	精神科
入院設備	無
救急指定の有無	無